

一関地区広域行政組合議会会議録

令和6年3月19日招集
第54回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び開議宣言	8
会議録署名議員の指名（稲葉正君・那須勇君）	8
会期の決定	8
施策の推進方針の表明	8
一般質問	11
☆ 沼 倉 憲 二 君	11
1 一般廃棄物最終処分場建設候補地について	
(1) 候補地の土地所有者の人数と取得の見通しを伺う	
(2) 候補地周辺に新しく住宅を建てた世帯の理解が必要と考えるが、どのような対応を考えているか伺う	
(3) 候補地の取得に当たって、地域に道路整備等の振興策を示しているのか伺う	
(4) 建設候補地をめぐって、2度にわたり住民監査請求がなされ、今後の動きも予想されるが対応を伺う	
2 第9期介護保険事業計画について	
(1) 第9期介護保険事業の運営と介護保険料の見通しを伺う	
(2) 新年度からの介護報酬の改定の見通しの中で、	
・在宅訪問介護報酬引下げなどに対する対応は	
・介護職員の待遇の公表をどのように取り組むのかを伺う	
☆ 岩 渕 典 仁 君	19
1 新最終処分場について	
(1) 施設整備説明会（令和5年9月）後の住民への対応は	
(2) 施設整備の進捗状況と今後の計画は	
(3) 都市計画決定を経なかった理由は	
(4) 住民監査請求の経過と対応は	
☆ 齋 藤 禎 弘 君	31
1 介護保険事業について	
2000年4月から始まった介護保険制度は、2024年4月から第9期介護保険事業計画が開始されるが、この間、保険料は増加の一途をたどり、介護施設の食費・部屋代の負担増を繰り返し、利用者を苦しめている	
介護保険を持続可能な制度にするためには、公費負担を大幅に引き上げるとともに、介護報酬を大幅に引き上げる必要がある	
(1) 第8期における特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた対策について、その計画と実績について伺う	
(2) 介護保険の認定区分ごとのサービスの利用実績について伺う	
(3) 介護保険の給付実績について計画と併せて伺う	
(4) 2023年7月12日から同年8月4日にかけて行われた第9期介護保険事業計画策定	

に係る介護保険サービス量等に関する調査で明らかになった課題について伺う

- (5) 第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画について伺う
- (6) 地域包括支援センターの課題について伺う
- (7) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料について区分ごとに伺う
- (8) 介護保険住宅改修費と福祉用具購入費に係る受領委任払いの実績について伺う
- (9) 介護サービス事業者の採用者数と離職者数について伺う

☆ 千葉栄生君……………43

1 新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場への対応について

令和6年度施策の推進方針骨子で人口減少が進行する中、一人ひとりが安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています

そこで以下の点について伺う

- (1) 前回の定例会以降に開催された説明会において参加者からどのような質問や意見が出され、対応したのか伺う
- (2) 建設候補地への住民理解を得て進めるとしているが、現時点で住民の理解は進んでいるのか、また理解が進んでいない場合、今後どのように対応していくのか伺う
- (3) リサイクルや分別により資源化と減量化を推進するに当たり、施設の見直しが必要と考えるが施設規模の見直しについて伺う

2 一般廃棄物の減量化への取組について

リサイクルや分別は、構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進することから以下の点について伺う

- (1) 資源化と可燃ごみ減量化の現状と課題について伺う
- (2) 資源化と減量化を推進する取組の具体について伺う

議案第1号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	51
議案第2号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第3号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第4号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第5号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第6号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）……………	62
議案第7号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	64
議案第8号	令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	64
議案第9号	財産の取得について……………	81

第 54 回 定 例 会 日 程 表

令和 6 年 3 月 19 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 19 日	火	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	原案可決
議案第 6 号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	3月19日	原案可決
議案第 7 号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月19日	原案可決
議案第 8 号	令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月19日	原案可決
議案第 9 号	財産の取得について	3月19日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 9 号 財産の取得について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策の推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 6 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 7 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 12	議案第 8 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 13	議案第 9 号	財産の取得について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和6年3月19日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和6年2月13日
告示番号 第5号
招集日時 令和6年3月19日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	稲 葉 正 君	2 番	千 葉 栄 生 君	3 番	岩 渕 典 仁 君
4 番	齋 藤 禎 弘 君	5 番	菅 原 行 奈 君	6 番	猪 股 晃 君
7 番	千 葉 信 吉 君	8 番	那 須 勇 君	9 番	岩 渕 優 君
10 番	門 馬 功 君	11 番	佐々木 久 助 君	12 番	小野寺 道 雄 君
13 番	沼 倉 憲 二 君	14 番	佐 藤 敬一郎 君	15 番	千 葉 大 作 君
16 番	武 田 ユキ子 君	17 番	真 竈 光 幸 君	18 番	千 田 恭 平 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	三 浦 洋	議会事務局次長	細 川 了 子
議会事務局長補佐	栃 澤 嘉 幸		

説明のため出席した者

管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	石 川 隆 明 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 正 幸 君
介護保険担当参事	佐 藤 和 子 君	環境衛生担当参事	佐 藤 和 浩 君
広域行政組合事務局次長 兼 介護保険課長	千 葉 信 子 君	広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	菅 原 彰 君
総務管理課長	吉 田 健 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂 谷 敏 志 君
介護福祉主幹	穂 積 千恵子 君	環境衛生主幹	千 葉 光 祉 君
会計管理者	中 村 由美子 君	監査委員	及 川 弘 人 君
監査委員事務局長補佐	佐 藤 肅 子 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第54回広域行政組合議会定例会

令和6年3月19日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、令和6年2月13日一関地区広域行政組合告示第5号をもって招集の、第54回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案9件を受理しました。

次に、管理者から令和6年度当初予算提案に当たり、令和6年度施策の推進方針の表明の申出がありました。

次に、沼倉憲二君ほか3名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか4名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書8件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

次に、議員派遣報告書をお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

1 番 稲 葉 正 君

8 番 那 須 勇 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から令和6年度施策の推進方針の表明の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第54回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和6年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところであります。

今後、人口減少がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおります、一つにはエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と申し上げます。もう一つにはマテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と申し上げます。そして、一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところであります。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを回収して発電に利用する設備を整え、さらに、太陽光など再生可能エネルギーの導入などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

整備計画の進捗については、まず、新処理施設及び新リサイクル施設では、令和3年度から継続して調査を実施してきた環境影響評価の結果の取りまとめを行い、新最終処分場についても、生活環境影響調査を開始したところであります。

また、新処理施設及び新リサイクル施設では、地権者の皆様に御理解をいただき、施設用地の取得について仮契約の締結に至ったところであります。

令和6年度は、新処理施設及び新リサイクル施設については、事業者選定の手続を進めるほか、敷地の造成工事に着手する予定としております。

新最終処分場においては、用地取得に向けて地権者の皆様との話し合いを進めるほか、生活環境影響調査の結果の取りまとめを行うとともに、整備に向けた実施設計を進めていく予定としております。

これらの事業の実施に当たっては、より具体的な話し合いを行うため、住民の皆様との意見交換の場を設定しながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活と関わりの深い業務であります。

現在の施設については、排気ガスや放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

花泉清掃センターについては、令和4年度に埋立てを終了したことから、今後は廃止に向けて国の基準に基づき施設管理を適正に行ってまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により適切な管理を行うとともに、環境測定を定期的の実施してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取組の一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取組が不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、住民の皆様をはじめ、企業や事業所の御協力をいただきながら、資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

川崎清掃センターについては、令和6年度から施設の運転管理業務を委託し、安定的な施設の運転管理に努めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理による管理を継続し、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、介護保険の仕組みや適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和5年12月末現在で38.7%と前年同期に比べまして0.6ポイント上昇しており、高齢化が進んでおります。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者の増加に対応した支援の充実が必要であること、介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところであります。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を推進してまいります。

介護保険事業は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた中長期的な視点に立った持続可能な事業運営が求められているところです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう構成市町と連携し、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に取り組み、住民が日々の暮らしをともに支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤となる施設整備につきましては、待機者の推移、介護保険財政への影響などを見据え、認知症の人や医療的ケアが必要な人への対応を優先し、認知症高齢者グループホーム及び介護医療院の整備を進めるとともに、地域で暮らし続けることができるよう、複合型サービスや小規模ケアハウスの整備についても、岩手県や構成市町と連携して取り組んでまいります。

また、人権を守り、人を大切にする質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、事業所に対し助言指導を継続してまいります。

以上、令和6年度の施策の推進方針を申し上げます。

新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備、第9期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は、いずれも住民生活に直接関係する極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者として、組合、一関市及び平泉町が一体となり、効果的、効率的な組合運営を行い、地域のよりよい暮らしを目指してまいりたいと考えております。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年度の施策の

推進方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上、発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は1問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され、質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように、併せてお願いいたします。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） おはようございます。

質問順番1番、一般質問いたします沼倉憲二です。

私は今議会において、1つには一般廃棄物最終処分場建設候補地について、2つには第9期介護保険事業計画について、以上の2点について質問いたします。

まず、一般廃棄物最終処分場建設候補地について伺います。

先ほど表明された組合管理者の新年度の施策の推進方針によりますと、一般廃棄物最終処分場につきましては、新年度は用地取得に向け地権者と話し合いを進め、生活環境影響調査結果を取りまとめ、細部に向けて実施設計を進める予定であると述べられました。そして、当初予算に関連予算3億4,200万円が計上されています。

まず最初に、この建設候補地の土地所有者の人数と、用地取得の見通しについて伺います。

次に、建設候補地周辺には、今回の一般廃棄物最終処分場の建設計画を知らないで、新しく住宅を建てた若い世帯の皆さんが大変不安や懸念を持っているとお聞きしておりますが、こうした皆さんの理解を得る取組が必要と考えますが、管理者はどのように考え、どのように対応しようとしているのか、その考えをお伺いします。

また、今後、建設候補地の用地取得を行い、一般廃棄物最終処分場の1期工事で15年、2期工事で10年の長きにわたり整備を進めるに当たって、地域に対してどのような、例えば道路整備など、具体的な振興策を示しているのかどうか、その対応について伺います。

そして、建設候補地をめぐる2度にわたり住民監査請求がなされ、いずれも棄却されたようですが、特に2回目の住民監査請求の監査委員の審査の経過の中で、所感として、周辺住民の間で一般廃棄物最終処分場に係る施設整備、機能及び地域における役割について、いまだ十分に理解されているとは言えず不安を感じている点が多いとの印象を受けている、そして、組合に対して必要な情報発信と地域住民への丁寧な説明を求める、監査委員の審査の所感はそのように述べているようでございます。監査委員のこのような所感はまさに異例であります。

したがって、この状況を踏まえて、管理者におかれましては、2度にわたる監査請求の流れを踏まえて、どのような所感をお持ちなのか、管理者の所感をお伺いします。

以上が一般廃棄物最終処分場建設候補地に対する質問です。

次に、2つ目の質問につきましては、組合の第9期介護保険事業計画について伺います。

令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画の運営と介

介護保険料の見直しについて伺います。

まず、第8期介護保険事業計画と比較して第9期においては、運営方針や介護保険料の違いについて、どのような内容になっているか、その具体的な内容について伺います。

県内では、花巻市、北上市では据置き、あるいは引下げ、そのような取組がなされております。

一関市は介護保険料が県内で4番目に高いという状況ですので、これ以上の介護保険料の引上げは、なかなか住民に難しい大きな課題になると思いますが、その辺の具体的な取組について伺います。

次に、国から示された新年度からの介護報酬の改定の中で、特別養護老人ホームなど大半のサービスでは基本報酬が上がる一方、在宅訪問介護報酬が引下げになり、訪問介護事業者の経営がますます厳しくなると思われませんが、この状況につきまして、組合としての対応について伺います。

また、4月から介護サービス事業者において、介護職員の待遇の公表をどのように取り組むのか、4月から公表内容が変更される状況であります。事業者に対する組合の対応について伺います。

以上、大きく2点について、壇上からの質問といたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます、この建設候補地についてであります。

土地所有者は19人を見込んでおります。

土地所有者に対しては、これまで説明会を4回開催するなど、施設整備を進めることについて丁寧に説明し、御理解をいただきながら進めてまいりました。

また、令和5年度に実施した用地測量、生活環境影響調査及び不動産鑑定評価についても、土地所有者の御了承をいただきながら進めております。

用地取得の見直しはとのお尋ねについてでございますが、土地所有者の皆様には、この施設整備について、おおむね御理解をいただいているものと捉えているところであり、計画どおり、令和6年度の用地取得に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、候補地周辺に新しく住宅を建てた方への対応はとのお尋ねについて申し上げます。

新最終処分場の整備に当たっては、これまで住民説明会や建設候補地周辺自治会説明会を開催してきたところであり、建設候補地周辺自治会の範囲には候補地周辺に新しく住宅を建てた方も含まれております。

皆様には、これまでも説明会の案内をし、また、説明会では様々な疑問にお答えをしながら、不安の解消に努めてまいりました。

さらに、説明会に参加されなかった方についても、説明会の内容は組合広報紙「くらしの情報」や組合のホームページなどで周知をし、不安の解消に努めてまいりました。

今後についてであります。令和6年度には生活環境影響調査の結果を取りまとめ、説明会を開催する予定としており、その中で具体的な数値や必要な対策をお示しし、候補地周辺の住民の皆様への不安をできる限り解消できるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、今後、実施設計業務を進めることとしておりますが、その中で、自然災害などに対する

施設の安全性などを具体的にお示しすることができるものと考えており、その内容についても新しく住宅を建てた方を含めて、候補地周辺の住民の皆様に御説明する機会を設けてまいりたいと考えております。

候補地周辺の住民の皆様には、正しい情報を正しく理解していただく必要があると考えており、今後も説明会への参加を促すとともに、広報などによる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、新最終処分場整備に当たっての地域振興策はとのお尋ねについてであります。当組合では新最終処分場の敷地内に緩衝緑地帯を整備する計画としております。市街地に近く、人が集えるような位置にあること、緑地帯の範囲は平坦であり、広がりのある地形であることなどから、人が集まり、地域に貢献できるような活用ができるのではないかと考えており、これまでもそのように申し上げてまいりました。

緑地帯の整備については、千厩地域の地域協働体である千厩地区まちづくり協議会との意見交換をしていくこととしており、今後、具体的な整備内容について、千厩地区まちづくり協議会と意見交換してまいりたいと考えているところであります。

新最終処分場の敷地外における道路整備などについては、一関市、組合という立場の違いはございますが、住民が心配されていることや、地域からの要望についても一関市と当組合で共有をし、意思疎通を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、住民監査請求についてのお尋ねであります。

監査については、監査委員という独立した機関がその権限に基づいて行った事柄であり、私が所感を申し述べる立場にはないものと認識しておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

次に、第9期介護保険事業計画についてであります。

当組合管内における高齢者人口は、令和3年をピークに減少しております。

一方、要介護認定者や介護給付費は、令和12年まで増加することが見込まれております。

第9期の計画においては、高齢になっても介護を必要としない健康な心身を維持するための介護予防の取組として、構成市町などが実施する、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町と連携して進め、健康づくり教室などの通いの場に、保健師など医療専門職が関与し、虚弱対策、疾病予防の取組を進めるとともに、将来的に深刻さを増す介護人材の不足や、要介護認定者や特別養護老人ホームなどの待機者の推移、介護保険運営への影響を見据えた認知症の人や医療的ケアが必要な人への対応を優先した施設の整備など、必要な介護サービスを提供する体制を重視しております。

介護保険料については、第1号被保険者の保険料の基準月額、第8期介護保険事業計画の6,167円に対し、第9期介護保険事業計画では6,155円であり、第8期と比較し12円低くしたところであります。

また、介護給付費準備基金の取崩し額については、第8期介護保険事業計画では5億円を見込んでおりましたが、第9期介護保険事業計画では6億5,000万円を見込み、介護保険料上昇の抑制を図ったところであります。

介護保険料上昇の抑制を図るため、国からは、基準月額に乗じる標準的な割合とされる標準乗率について、高所得者を引き上げ、低所得者を引き下げることや、所得に応じた保険料の段階を9段階から13段階とする見直しについて示されており、当組合でも、所得段階を第8期介護保険

事業計画における11段階から13段階へ変更するとともに、基準月額に乗じる割合の見直しを行いました。

このことにより、第8期介護保険事業計画との比較では、所得区分の第1段階から第8段階までの介護保険料の年額は下がり、第9段階以上の年額は上がることとなったところであります。

次に、訪問介護に係る介護報酬改定について申し上げます。

厚生労働省が本年1月に示した介護報酬の改定案では、訪問介護について基本報酬はおおむね2%強の引下げとなっておりますが、処遇改善加算については引上げの改定となっております、資格や勤続年数に応じた賃金体系の整備、賃金月額の上上げ、経験技能のある職員等の配置などにより、14.5%から24.5%まで引上げできる組立てとなっているため、一律にマイナス改定とは言えないと捉えております。

しかし、訪問介護の事業所は小規模であることが多く、処遇改善加算の算定が難しい事業所もあると考えられることから、組合としては訪問介護に係る介護報酬の引上げについて、全国介護保険広域化推進会議を通じて、国へ要望していくこととしてございます。

次に、介護職員の待遇の公表に関する制度についてであります。

厚生労働省は、令和6年1月25日付で介護保険法施行規則の一部を改正する省令を公布しており、この中で介護サービス事業者の意識改革について、介護サービス事業所の経営の見える化に向けた取組として介護サービス情報の公表制度見直しをしております。

制度では、介護事業所における従事者に関する情報として、これまでの職種別の人数や経験年数などに加え、労働時間や賃金などについても、公表の対象とされました。

また、利用者の介護サービス事業者の選択に関する情報提供という観点から、事業所等の財務状況についても公表の対象に追加されました。

賃金などの公表や、報告を求める経営情報の詳細については、現在、国及び県で検討中であることから、当組合では国や県からの情報により、介護サービス事業者へ当該内容を適時適切に周知していくこととしております。

以上であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、順次再質問します。

まず、1点目の新最終処分場の関係について再質問しますが、管理者の答弁ですと19人の地権者に対して、用地取得については理解をいただけたというような答弁でございましたけれども、今、用地と見込んでいるこの全体の面積は、どのぐらいの面積になるか伺います。

議長（千田恭平君） 吉田総務管理課長。

総務管理課長（吉田健君） 現在、面積については用地測量の途中ということで確定はしてございませんが、予算上は約13ヘクタールほどを見込んでいるところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） その用地というのは、北ノ沢のあの辺を中心とした道路沿いまで見込んでいるかどうか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現地のほうで説明会などでお示ししている部分につきましては、沢地の部分について施設の整備を行う、そのほかに緩衝緑地帯として整備を行うということで、道路の脇までを事業用地ということで説明をさせていただいているところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） この取得を予定している用地が北ノ沢の沢地だけではなく、道路まで広がってくるとなると、これはますます皆さんが心配しているように、町に近くなるという捉え方をしたわけです。

先ほど管理者は、全くそういう計画が分からないで、御家庭を持っている若い方が、道路沿いに家を造ったと、そういうのが何軒もあるようでございますけれども、そういう皆さんの不安や懸念を持っているものに対しては特に改まった対応をしないと、説明会をするのでその説明会に出席してほしいというような答弁と思われますけれども、特にそういう皆さんの不安を払拭するような対応は考えていないのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 不安を持たれている方ということで、これまでも説明会などでもいただいてございます。そういう中で、現在、生活環境影響調査というものをやっておりますので、そういう調査結果も踏まえた中での説明と、具体的な数字を持って説明をさせていただいたほうが理解が深まるのではないかとというように捉えてございます。そういうことで、特定の方というよりは地域の皆様方に同じように説明をさせていただくというような考えで現在は思っているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 私がこのことを質問しているのは、先ほど申し上げた、若い皆さん方が声を上げ始めてきたと、前はあまり真剣にというか、どちらかというと集会にも参加しなかったのですけれども、最近は、とにかくこのような状況を何とかしてくれというような視点で声を上げ始めてきたというようなお話も聞いています。

したがって、こういう皆さんは、将来を見越して家を造ったわけですので、しっかりとした対応をすることが今後の事業推進に大きなプラスになるのではないかと思いますので、今の答弁ですと、特に考えていないというような答弁ですけれども、その辺はぜひ、どのような不安を持っているか、特に若い皆さんですから、非常に捉え方があると思いますので、対応をぜひお願いしたいと思っています。

それから、管理者からは、組合で整備する範囲は緩衝緑地帯に対する整備を地域協働体と一緒に進めていきたいと、それから地域課題は市の予算でも対応したいというような話ですけれども、前の議会でも質問したことがあるのですけれども、やはりああいいう町場に造るから予想以上の地域に対する振興策、そういうものを示さなければならない、結果として整備のコストが上がるのではないかとという視点で、前にも質問した経過があります。これは場合によっては組合の整備する範囲にプラスして、一関市の一般会計と申しますか、市長部局でも様々な振興策が出てくるのではないかと考えていますし、いろいろそういう話は聞こえております。

したがって、その辺を、しっかりとめどをつけていかないと、その地域のリクエストがどんどん増えていくのではないかとということが心配されますので、その辺はしっかりと、地域の皆さんから見ると、組合も、それから一関市の一般会計で整備するのも、あまり関係ないのです。そういう振興策をどこかで歯止めをかけておかないと大変になってくるのではないかと思いますので、その辺の取組をお願いしたいと思っています。

それから、私も組合議会は昨年11月に福島市大館山一般廃棄物最終処分場の視察を行いました。候補地を何か所か絞った後に、それぞれの候補地の住民と話し合いを行って最終的に大館山に

選定したと。

私はこの問題の当初から言っているのですけれども、4か所に絞った後に4か所の各地域を管理者が中心となって地域と話し合いをした経過がなかったのではないかと、これが今日の大きな問題の出発点になっているのではないかと。結局、4か所までは専門家が選んで、1か所に絞る際、組合内部の職員がいろいろ検討して、それを基に管理者段階で1か所に絞ったと、地域との話し合いという最終的に重要な場面が欠けていたのが大きな要因ではないかと今でも考えております。

したがって、このまま進めるといふ管理者の意向のようではございますけれども、これは説明会を持つにしても、その辺の理解というのがそもそも原点から違いますので、大変難しいのではないかと捉えております。その辺の管理者の、もう一度、地域の理解を得る令和6年度の具体的な取組について伺います。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今の御質問の中で何点か触れさせていただきたいと思います。

まずは答弁をさせていただく前に、今の議員からの御発言の中では、地域の振興策というものに関して市の予算でも対応していくといったということでございましたが、そのようなことは全く申し上げてございません。先ほど私が壇上から申し上げましたのは、地域からの要望について一関市と当組合で共有し、意思疎通を図りながら進めてまいりたいと、そのように発言をいたしました。まずそれが1点ございます。

それから、ただいまのお話の中では、いわゆる選定委員会が新中間処理施設、そして新最終処分場それぞれ4か所、4か所の候補地を選定されました。その選定委員会というのは、いわゆる大学の先生方でありますとか、そうした御専門の皆様方でありまして、一関市、平泉町の全域から4か所、4か所の候補地を選定された。その選定されてすぐにその4か所、4か所、全て現地にまいりまして、周辺の皆様方に説明をさせていただきました。それは選定されましたという説明でございます。これからその4か所の中から1か所に絞り込んでいくという、そうしたことも含めて、なぜ4か所が選定されたのかといったことをそれぞれの地域の皆様方に説明をし、さらに、一関市、平泉町のいずれの皆様方がおいでいただいてもいいような形での説明会なども同時進行でやらせていただいて、1か所の絞り込みに至ったわけでございますので、先ほど4か所の中から管理者などが1か所に決めてから説明会を始めたというように聞こえるような御発言でございましたが、そこは違います。

そして、これから新最終処分場の整備に向けての取組などについての御質問がありましたので、その分についてお答えをいたします。

一般の施設整備、例えば学校を造るとか体育館や公園を建てる、図書館を造るといったような施設整備とは違うと私どもも思っております。いわゆる廃棄物の処理、処分に関する施設でございますので、安全性ですとか不安に思うこと、疑問に思うこと、たくさん出てくると思います。ですので、4か所、4か所を選ぶことについてもでありますし、その4か所の中から1か所を決めるまでのプロセスについても、全て地元の皆様方に御説明もし、資料も公表し、実に時間をかけて、回数をかけてやってきたところでございます。

今、その4か所の中から様々な理由から1か所に絞られました。それも合理的、客観的な理由を皆様方に共有させていただきながら1か所に絞り込んだわけでございますが、その1か所に今のところ、現在の候補地、唯一の候補地でございますが、これから用地費なども計上させていただき、また、さらに生活環境影響調査などもし、その結果の取りまとめについても具体的、客観

的な数字などを含めまして説明をしていこうと、新年度においてはそのような予定で進めてございます。

さらに、実施設計をしていく中では、さらに詳細に詰めが入ってまいります。そうしたことの説明を繰り返していくことがやはり私どもとしての務めであると、このように認識をさせていただきますので、ただいまの御質問に対してはこのような考えを述べさせていただきたいと存じます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 私ども議員に、環境を守る会の皆さんから、2月に、20年ぐらい前の広報せんまやの大変な災害状況の広報紙の写しが送付になりました。今は特に問題ない千厩川も、これを見ると大変な氾濫を起こして、本当に町に洪水が入っていくような状態だというチラシを見て、やはりこういうものが千厩の皆さんが心配している一つの要因なのだと思って広報紙を見て、改めてびっくりいたしました。

今申し上げましたように、住民の皆さんはなかなかあの候補地に最終処分場ができるというのは非常に今でも不安をお持ちになっている。そういう状況の中で2回の監査請求が出されて、いずれも棄却されたわけですがけれども、今後また様々な動きも想定されています。

そういう中で、管理者はそのような状況の中でも、着々と建設候補地の測量とか、あるいは用地の取得とか、あるいは実施設計とか、こういうのを進める予定なのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） ただいまの御質問の中身については、冒頭の施策の推進方針におきましても、先ほどの壇上からの御質問に対しましてもお答えをしたとおりでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 管理者の考え方は分かりましたけれども、私も地域の皆さんのお話を聞くにつれて、理解を得る努力をずっと継続しながら取り組むのが今後ともますます重要になってくるのではないかと考えています。

これ以上、その辺の管理者の考えを聞いても変わりがないという感じがしますので、この場での質問、この問題については終わりたいと思います。

それから、2点目です。介護保険に関してお伺いします。

先ほど管理者からお話があったように、9期の介護保険料は、所得の低い人の介護保険料を下げ、所得の高い人の介護保険料を上げると、トータルで12円平均で安くなるというような説明がありました。新たに11段階から13段階になるということで、引上げになる世帯、3万円、4万円ぐらい引上げになるのではないかと思いますけれども、その世帯数と金額はどのようになっているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 申し訳ございません、区分ごとの世帯数を今は把握してございませんので、確認の上、お答えをさせていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 介護保険料の区分ごとの改定内容については、今回の議案の中でも示されています。今まで600万円以上で切っていたのが、今度は720万円という段階まで設けて、所得のある人は従来の金額と比べて3万円ぐらい介護保険料が上がっているということです。負担能力のある人から多くもらうのだというような、そのような全体の仕組みですがけれども、やはりその辺は全体では下げたと、ところが、中身を見ると結構な額、上がっている方もいるということです。

ので、特に上がる皆さんに対する対応というのは考えているかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料につきましては、ただいま議員からお話のあったとおり、13段階の区分に見直しをしたということであります。

介護保険につきましては、公費と保険料とで賄っていくというような基本的な考えがございますので、必要な事業費の半分は保険料ということの中で、低所得者の軽減を図るというようなところに重きを置いて考えたというところでの今回の見直しということになってございます。

いずれ、対策ということ、具体的なものというものはございませんが、このような制度だということでの周知を図りながら、御質問等があれば説明会なども考えながら、周知を図りながら制度に対する理解を深めていただくということになるのかというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それから、先ほどの管理者の新年度の方針の中で、サービス事業者の感染症対策と災害への備えについて、計画づくりを義務づけると、そのような助言や指導を継続するというようなお話がありました。たしか基本利用料ですね、計画をつくっていない事業者は3%引き下げるというペナルティーつきだと思えますけれども、この辺の対応について、組合は事業者に対してどのような対応を行っているかお伺いします。

それからPCBという略称だったと思えますけれども、その辺の対応をどのように新年度取り組むかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合といたしまして、介護保険の事業者につきましては毎年度、運営指導という形で訪問をさせていただき、資料の取扱いをどうしているか、計画の策定がどうなっているかなどについて確認をさせていただきまして、そのような整備がなっていないものについては整備するような助言をさせていただきながら、制度も併せて説明をして取り組んでいただけるように助言をしているところでございますし、今後におきましても制度改正に伴う助言というものについても取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） この介護保険の見通しを聞くと、後期高齢者、団塊世代があと何年かでピークを迎えると、それまでの対応がこの介護保険事業にとって大変な運営になるのだということを解説書なんかで述べておりますけれども、具体的に今回の第9期介護保険事業計画によると、介護保険料を抑制するという中で、やはりどうしても所得のある人にその分負担してもらうというような色彩が強くなっていくのではないかと思いますけれども、今後の介護保険の運営についての介護保険料に対するその辺の取組、認識についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料につきましては、サービス給付の量によってもかなり増減が生じるというように捉えてございます。

第9期については、サービス給付が高額となる特別養護老人ホームなどの施設整備を見合わせながら在宅のサービス提供で進めていきたいというようなことで、サービス給付の総量の抑制ということも考えて取り組んだところでございます。

議長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、沼倉憲二君の質問を終わります。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど答弁いたしかねました13段階に区分された中で、現在より保険料が高くなる世帯ということですが、第9段階から第13段階まで、トータルで申し上げますと4,274世帯が現在より保険料が上がるというように捉えているところでございます。

金額につきましては、申し訳ございません、把握してございません。

議長（千田恭平君） 次に、岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 3番、岩渕典仁です。

第54回組合議会定例会に当たり、通告に基づき、新最終処分場について一般質問を行います。

先ほどの同僚議員の質問と重複した質問もありますが、別な視点からただしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、施設整備説明会後の住民への対応についてです。

一関地区広域行政組合、以下、組合とします、は、令和5年9月に千厩・マリアージュで新最終処分場の整備等に関する住民説明会を開催しました。

住民説明会ではたくさんの質問、意見が出され、新最終処分場に係る施設整備、機能及び地域における役割について、いまだ十分に理解されているとは言えず、新最終処分場の整備に反対や不安を感じている方が多いと感じました。組合は、より一層、地域住民への丁寧な説明に努め、理解を得られるように努力すべきと考えます。

そこで、令和5年9月に開催した住民説明会以降において、地域住民への理解を深める取組としてどのようなことをしてきたのかをお伺いします。

次に、施設整備の進捗状況と今後の計画についてです。

組合は、新最終処分場の建設候補地を千厩字北ノ沢ほかとすることを前提に事業を進めるとし、令和5年度には生活環境影響調査、用地測量、不動産鑑定を計画、令和6年度には令和5年度から継続して生活環境影響調査、そして新たに用地取得、実施設計を計画しています。

そこで、令和5年度に行う予定としていた事業の進捗状況と令和6年度に実施する予定の事業計画についてお伺いします。

次に、都市計画決定を経なかった理由についてです。

建設候補地の千厩字北ノ沢は、都市計画マスタープランの千厩都市計画区域内です。しかし、現段階で都市計画マスタープランの千厩都市計画区域内に新最終処分場の整備は組み込まれていません。新最終処分場の整備を都市計画マスタープランに取り込む手順には、都市計画審議会の中で審議をし、千厩地域の住民から賛否を含め広く意見を求める必要があります。

そこで、今回、都市計画決定のプロセスを経て進めなかった理由についてお伺いします。

最後に、住民監査請求の経過と対応についてです。

令和5年11月21日、子ども達の未来と環境を守る会は、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求を提出しました。令和5年12月21日、組合監査委員は、地方自治法第242条の規定に基づく請求要件に照らし確認したところ、請求要件を満たしていないと判断し、これを受理せず却下しました。令和6年1月16日、子ども達の未来と環境を守る会は、住民監査請求を受理せず却下することとした判断は明白な誤りがあるとし、再監査請求を提出しました。令和6年2月2日、組合監査委員は再監査請求を受理し、令和6年3月14日、請求に理由がないものと認め、これを棄却しました。

そこで、これら一連の住民監査請求の経過と対応についてお伺いします。

以上、登壇での質問を終えます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理最終処分場、以下、新最終処分場と申し上げます。これについてであります、令和5年9月25日に開催した住民説明会では、新最終処分場の整備に当たり、建設候補地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、生活環境影響調査を実施することについて説明をいたしました。

住民説明会では、調査地点や調査の期間などについての御意見をいただいたことから、意見を踏まえまして調査内容の見直しを行ったところであります。

具体的な見直しの内容といたしましては、大気質に関する調査については、粉じんの調査期間を冬期、冬の1か月間から各季節1か月へ、気象観測を冬期の1か月から1年間の通年へそれぞれ変更するとともに、騒音・振動に関する調査については、調査期間を1日間から3日間へ変更し、調査地点を候補地の最寄りの住宅3地点に加え、県立千厩高等学校及び木六地区の2地点を追加したところであります。

調査内容の見直しについては、令和5年12月発行の組合広報紙「くらしの情報」により、管内の全世帯に周知をいたしましたほか、候補地周辺自治会の範囲にお住まいの皆様には、改めてチラシを配布し、お知らせをしたところであります。

なお、説明会につきましては、希望があれば出向いて説明をする旨の説明を、その説明会の中におきましても行いましたが、地元からの説明会の要望、希望はなかったところであります。

次に、令和5年度に予定していた事業の進捗状況についてであります。

令和5年度におきましては、生活環境影響調査、用地測量、不動産鑑定評価、実施設計を予定をしておりました。

生活環境影響調査については、建設候補地周辺の生活環境へ支障がないことを確認するための調査でありまして、令和5年11月から現在も継続して現況調査を行っており、令和6年度の秋頃に完了する予定であります。

用地測量については、現在、事業用地の範囲を確定させるため、土地所有者及び隣接する土地所有者に境界を確認していただいております、令和6年5月頃の完了を予定しております。

不動産鑑定評価については、事業用地の適正な時価を算定するための参考として不動産鑑定士へ評価を依頼し実施したところであり、令和6年2月に完了をしております。

令和6年度に予定をしている事業については、先ほど申し上げました生活環境影響調査の調査結果を基に、新最終処分場が稼働した場合の影響について予測評価を行い、調査書としてまとめることとしております。

調査書の内容は、縦覧を行うとともに説明会を開催し、広くお知らせしていくこととしてございます。

また、生活環境影響調査に併せて新最終処分場の実施設計を行い、施設の形状や能力を具体的に定めてまいります。併せて、用地取得についても令和6年度中を予定しているところであります。

次に、都市計画に関するお尋ねについて申し上げます。

このたびの施設整備に当たりましては、最終処分場、中間処理施設ともに専門家による選定委員会を設置し、都市計画法をはじめとする関係法令、全てのチェックを行い、いわゆる4か所、4か所の候補地を選定してまいりました。

このうち、都市計画については、まず、都市計画法において都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画区域には用途地域を定めることができるとされております。

この用途地域は、地域ごとのまちづくりの将来像を見据え、市街地の大きな土地利用の方向を示すものであります。

新最終処分場の候補地は、都市計画区域内ではありますが、用途地域外となっております。候補地があります一関市が策定をしている一関市都市計画マスタープランでは、千厩地区の用途地域外については、具体的な土地利用計画はないエリアと位置づけられているものであります。

また、建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場または屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされております。

これらに最終処分場は含まれてはいないため、法令上、最終処分場は都市計画決定が必要となる施設ではないものでございます。

最終処分場については、都市計画に位置づけて整備を行うといったことも考えられるところでありますが、当組合におきましては、最終処分場の整備に当たり、候補地の選定経過、整備基本計画、その他事業の進捗状況など事業に関連する一連の事項について、どなたでも参加できる住民説明会を数多く開催して説明を行い、その内容につきましても広報紙、ホームページなどにより周知し、広く意見をいただきながら計画を進めてきたところであります。

都市計画法第16条では、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしております。この規定の趣旨は、住民が公開の場で意見を陳述できる機会を確保するべきというものであります。最終処分場の整備についても同等の対応をしてきたところであり、都市計画法の趣旨に沿ったものであると、このように考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、代表監査委員が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 及川代表監査委員。

監査委員（及川弘人君） 代表監査委員の及川と申します。よろしくお願いいたします。

岩渕議員から質問通告を受けたことからお答えいたします。

住民監査請求の詳細につきましては、3月14日付けで告示しました、住民監査請求監査結果のとおりであります。ここでは時系列で申し上げます。

令和5年11月21日に1回目の住民監査請求、以下、第1住民監査請求と申し上げますが、提出されました。

この内容は、一関地区広域行政組合、以下、組合と申し上げますが、一関市千厩町千厩字北ノ沢ほかを候補地として新一般廃棄物最終処分場、以下、新最終処分場と申し上げますが、を建設することを前提として公金支出を行うことについて、違法不当であるとし、既に締結された契約については、これを解除し、支出を差し止めること、既に支出済みのものについては、不当利得

返還請求、または損害賠償請求などの必要な措置を行うこと、今後想定される用地取得のための契約及び工事請負契約については、その締結、履行または支出を差し止めることという3つの対応を求めるものでありました。

これに対して、我々監査委員は、当該監査請求において、損害が発生する原因であると主張している会計支出について、個別的、具体的な行為の特定がなく、住民監査請求としての要件を欠いていると判断し、令和5年12月21日に受理前却下といたしました。

その後、令和6年1月16日に同じ請求人から2回目の住民監査請求、以下、第2住民監査請求と申し上げますが、提出されました。

第2住民監査請求の内容は、第1住民監査請求では、監査対象となる行為について、監査委員が特定できる程度を摘示されていること、差止め請求を含んでおり、差止め請求は未来に向けて執行され得る一連の公金支出に対して包括的、全体的に監査対象とすることができることから、これを受理前却下とした監査委員の判断は誤りであり、第1住民監査請求の内容について速やかに監査を行うように求めたものであります。

我々監査委員の認識としては、第1住民監査請求で請求人が主張している組合の行為に係る違法性、不当性については、公金支出の前提となった北ノ沢ほか候補地を選定したこと、以下、本件先行行為と申し上げますが、に係る違法性、不当性を対象としており、候補地選定後になされた用地測量、基本設計、生活環境影響調査等をはじめとした公金支出、以下、本件後行行為と申し上げますが、を対象としたものではないと捉えております。

さらに、第1住民監査請求において、今後執行を予定している用地取得、工事請負契約などの差止めを求めていることについては、必ずしも個別具体的に対象行為を特定する必要はないが、既に契約締結、または支出済みの財務行為に対し、契約解除、不当利得返還請求、または損害賠償請求を求めていることについては、依然として対象行為を個別具体的に特定することを要するものであると認識しております。

なお、本件住民監査請求に関すると思われる財務行為の会計帳票などについては、令和4年度中に執行したものについては令和5年8月に財務監査を実施し、令和5年度中に執行したものについては、令和5年12月に第1住民監査請求に係る予備的調査として内容を確認しておりますが、法令等に違反する瑕疵は認められず、適切な会計処理が行われている旨を確認したところであり、違法不当の行為の特定には至らなかったところであります。

そこで、監査委員は、財務監査及び予備的調査の中で確認した財務行為のうち、支出額が、例えば会場の使用料などの比較的少額で、かつ債権者が多数に上ると想定されるものを除外して監査対象となり得る財務行為を選出し、それらの財務行為について、令和6年1月23日に請求人の代理人に提示し、それらの財務行為を本件住民監査請求における対象行為とすることについて、令和6年1月26日に請求人から同意を得たことから、監査対象行為が特定できたものとして令和6年2月2日付で第2住民監査請求を受理したところであります。

再請求受理後、第2住民監査請求における本案審理を実施しました。

令和6年2月8日に請求人陳述を実施し、請求人をはじめとした陳述人からは、北ノ沢ほか候補地を選定したという本件先行行為に係る違法性や不当性の主張があり、北ノ沢ほか候補地を前提として公金を支出したという本件後行行為については、本件先行行為に違法性や不当性があるのだから、当然に違法不当に当たるという主張がありました。

その後、令和6年2月15日に組合担当職員を対象とした関係職員意見聴取を実施し、関係職員

からは、請求人が主張する北ノ沢ほか候補地を選出した本件先行行為の違法性や不当性に対する組合のこれまでの取組及び見解について説明があり、さらに北ノ沢ほか候補地を前提として公金を支出した本件後行行為については、法令と基準に基づいて適正に執行していることから、違法性や不当性はないとの説明を受けました。

請求人陳述及び関係職員意見聴取を踏まえ、我々監査委員は、請求人が主張する北ノ沢ほか候補地を選定した行為である本件先行行為に係る違法性や不当性については蓋然性が低く、また、候補地選定後に行われた公金支出行為である本件後行行為にも法令等に違反する瑕疵は確認できなかったことから、北ノ沢ほか候補地を選出した行為、本件先行行為は、住民監査請求の対象に該当する可能性は低いものと判断し、本件住民監査請求を棄却したものであります。

なお、本案審理の中で請求人が主張する個々の違法性や不当性についても検討を行ったところ、防災上、環境上の危険性について相当の高い確率を持って発生する可能性があるとは認められず、また、周辺住民の受忍限度を超える健康被害、いわゆる人格権の侵害が発生する可能性が高いとは言えないと判断したものであります。

以上、経過を時系列で申し上げます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） ありがとうございます。

それでは、随時再質問したいと思います。

先に住民監査請求のほうから伺いたいと思います。

まずもって、今の登壇での丁寧な説明でおおむね理解をいたしましたし、住民監査請求の結果についてというのも各議員に配付され、その中身についても丁寧な説明をされているというところに関して敬意を払いたいと思っております。

その中で、これについてのおおむねの内容については理解はしたわけではありますが、一方では住民の方々は新聞等々のことだけで、1回目のものを却下した、でも、2回目は受理した、なぜだろうというところがありましたので、今回、一般質問の項目に上げさせていただきました。

その中で、おおむねの内容については理解をしましたが、2月2日に受理したときに、2回目のときに請求人に対する意見陳述を受けたというようにお聞きしております。その中では、3名の方がこの住民監査請求を出しながら、それに対する思いであったり、あとは改めて今回の新最終処分場の候補地が選定されている背景について述べられたというようにお聞きしておりますが、そこでお尋ねしますが、そのときにお聞きをした代表監査委員の所感についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 及川監査委員。

監査委員（及川弘人君） これも告示の結論の最終ページの最後に記載しておりますが、あえて申し上げます。

まず、請求人意見陳述に当たり心がけたことが4点あります。

1つ目は、1時間という限られた時間ではあるものの、請求人の思いを可能な限り吐露していただき、その思いを受け止めること、それから2つ目は、請求書の内容の専門的な判断を要する部分について、その根拠が過去の判例に起因するものなのか、同様の事案や事例に基づくものなのかを確認すること、3つ目は、災害や事故が発生する可能性が高いとする理由に、科学的根拠や裏づけがあるかどうかを確認すること、4つ目が意見陳述内容が客観的事実に基づくものなのかを確認することでありました。

請求人意見陳述の内容を踏まえまして、2月15日、組合の意見陳述を行い、請求人の主張に対

する見解を求めました。

請求人と組合の、それぞれの主張、意見の主な内容ですが、新最終処分場建設候補地の選定の経緯については、請求人は住民合意不在で進められたものであり、違法不当で誤りであるとの主張で、一方、組合は、計画の進捗に合わせ、説明会を開催し、意見をいただきながら進めており、説明不足とは考えていないという主張でありました。

また、最終処分場の施設の捉え方については、請求人は、人里離れた場所につくるべきで迷惑施設であり、また、最終処分場の設備そのものに欠陥があり、安全対策も不十分であるとの捉え方であるのに対し、組合は、地域振興の一助となるような、新しい時代にふさわしい施設であり、請求人の主張する設備の欠陥は基準改正前の旧設備に関するもので、新最終処分場は最新の基準に基づき設計していることから、安全面でも十分配慮していると考えており、立場によって意見、主張、見解は異なったものになっております。

住民の立場、組合の立場からのそれぞれの意見、主張については十分理解したつもりではありますが、専門的な判断を要する内容も多く、根拠をどこに求めるか、監査委員として公平中立的な立場でどう判断するか非常に苦慮したところがございます。

今般の住民監査請求を受けて、さらに意見陳述を聞いて思うところは、新最終処分場の施設の設備や機能、その役割について、周辺住民に十分理解されているとは言えず、建設差止め請求の最大の理由は地域住民の不安によるものである。組合は、住民理解を深めるため説明会を繰り返し開催しましたが、その溝となっている双方の見解の相違が埋まらないままとなったことから、今回の住民監査請求に至ったというように感じております。

今後については、組合において廃棄物処理行政の推進に当たり、各法令等の基準に基づく適切な業務執行を進めるとともに、業務に係る情報発信や地域住民への丁寧な説明に努め、協働のまちづくりの考えの下、住民との融和と地域社会の発展が果たされるよう願うものであります。

以上が代表監査委員としての率直な所感であります。

以上です。

議 長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） ありがとうございます。

住民監査請求を受けた時点だけではなく、全体を通した所感をいただきました。ありがとうございます。

私自身も同感する部分がたくさんあったというように感じます。

これについて、先ほど同僚議員も同じように、管理者に住民監査請求に関する所感を聞いたわけではありますが、住民監査というものの責任権利はもちろん監査委員にあるのは十分承知です。ただ、この背景にある、こういった住民監査請求が出るという背景の中には、住民の方々がまずもって署名を集め、その中で変更を求めた、議会に対しては請願を出してきた、それでもそれについて自分の思うことがなかなか理解されないという背景の中で、次のアクションとしてこういった住民監査請求が出てきているのだらうと。その背景には、先ほど監査委員の方も言われたように、理解がまだまだ進まないという背景があつてのことだというように思います。ですので、監査請求そのものに対する所感ではなくて、この起きている現象、このような署名が起きて、監査請求が起きて、その現象全体についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほどの一般質問では、このたびの住民監査請求の監査結果に対する所感は

というようなことでございましたので、そもそも監査といったものはこういったものだということを申し上げた次第であります。

ただいまの御質問は、住民監査請求が提起されたことに対してどのように感じているかというような御質問かと思いますので、お答えをいたします。

先ほどもこのたびの施設整備に関してお話をいたしました。いわゆる廃棄物関連の処理施設を建設するというのは、特に住民の皆様、地元の皆様方の御理解といったものは必要な施設であります。その点は他の施設整備とは異なっているものと、このように認識をしております。

したがって、このたびの施設整備に当たりましては、これは新最終処分場だけではなくて、今回整備を進めております、もう一つの間処理施設がありますが、そちらのほうと同時進行で始めてまいりました。

具体的には、その処理方式でありますとか、あるいは建設場所などにつきまして、広範かつ専門的な見地からの調査検討が必要であると、そして、それを公表しながら進めるといったことが必要だと、このような認識から選定委員会を設置し、その選定委員会を選定した候補地についての説明も行い、その4か所、4か所の建設候補地の中から1か所を選んでいく、決めていくプロセスについても全てデータも情報を公表しながら、意見も伺いながらやってきたものでございます。

そのための説明会につきましても、これは建設候補地周辺の方々ですとか、あるいは、これは地区や地域といった定義づけ、概念がございますが、そうした範囲も一つ一つ設定をし、さらには一関市、平泉町地域の皆様方にも説明をしながら、幾度となく行ってきたわけでございます。

そうした中で、今般、先ほどの施策の推進方針の中でも申し上げましたが、同時に進めてまいりました間処理施設につきましても、かなりの進捗でございます。施策の推進方針の中でも申し上げましたが、用地取得につきましても皆様方の御理解をいただき、仮契約の締結に至っている、片方はそのような状況でございます。

そうした状況の中で最終処分場の建設場所についての住民監査請求がなされたといったことにつきましては、ただいま申し上げたことなどのそのような前段申し上げました取組を重ねてきたこととの対比で申し上げれば、これは残念だと、このように認識をしているところでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 今の答弁は、分析も含めた中の答弁になっていたかと思えます。

その中で、端的にお答えいただきたいと思います。残念だというのは感想ですけれども、理解が進んでいるというところに対して、今の感じはどのように思っているかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 答弁をする上で確認させていただきたいのですが、理解が進んでいると感じているかいないかという御質問でございますか。それとも、理解が進んでいないという状況に対してどのように思っているかというような意味でございますか。どちらでしょうか。理解が進んでいると感じているかいないかという話でありますか。

現実、住民監査請求が地元の皆様から出されましたが、そうした方々が一定数いらっしゃるということについては現実だと、このように認識しております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 理解が進んでいないということの現状だということは、理解が進んでいないということを理解しているのだと思えます。

それでは、ちょっと戻って1番の施設整備の説明会後の住民への対応についてというところから再度質問したいと思います。

先ほどの同僚議員からも話がありましたが、我々11月に福島県福島市大館山の最終処分場を視察見学させていただきました。ここで私が一番感じたものは、まずもって管理者は今までに施設整備の建設設定に当たっては、どこに造るかではなく、どのような施設であればよいかということを考えていた。

この福島市の中の大館山の最終処分場は、まさしくどこに造るかを優先して造っている施設だということを理解しました。というのは、どのような施設かというのは、福島市の現状を見ましたけれども、ほぼほぼ我々の地区にできるものが、大小あるかもしれませんが、どこにつくったとしても、施設としては、どこに造るかというよりはどのような施設であるかというのは、どこに造っても、ある程度限られてしまうという説明もいただきました。つまり、施設としては規模にもよりますが、どこに造るかが重要であり、どのような施設を造るかというものは優先順位としては高くないのだということをまず理解しました。

もう一つ違うのは、住民の意見を尊重しているということです。

先ほどの同僚議員からの説明の中で、4候補地になったときに1か所に示すようなプロセスが同じように行われていて、現に3か所から1か所にしているのですが、その説明会の中で、反対の意見が出たところに関しては建設候補地としては断念をしていると。最終的に1か所になったところに関しては反対運動は起こらなかった、意見も出なかったというところで前に進めてきたという、最終的にはどのような施設をつくるかということではなく、どこにつくるかが優先順位としては高かったというところの説明もいただきました。私はすごく当たり前のことなのではないかというように理解をいたしました。

その前提の中で、先ほどの答弁の中で説明会をされています。説明会の中で生活環境影響調査がどのように行われるかという説明の中で、生活環境影響調査に対する質疑もありましたけれども、おおむね多かったものは、これは前回の一般質問でもやりましたけれども、やはりそもそもなぜここなのだというところの質問や意見が多かったわけであります。

そこで、お尋ねしますけれども、今後の説明会の在り方についてお尋ねします。

今後の説明会の在り方は、もちろん、令和6年度で事業がありますから、生活環境影響調査もありますし、用地取得のこともありますが、事業がどのように行われたかということの説明以外にも、やはり、そもそも論ですね、なぜここになったのかという説明会は必要だと思いますが、そのような形の説明会については、プッシュ型の説明会で、希望があったら受けますよということに関しては、希望がなかったということは分かりますけれども、今までのやり方で、政治不信になっている部分もあったり、諦めの部分もあったりするわけですね。そうであってはいけない。その中で、組合としてやらなければいけないのは、やはりプッシュ型でそのような説明会をするべきだと思いますが、そういった事業のほかにも、説明会というのをやっていくということは考えているかどうかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） プッシュ型の説明会ということでございますけれども、以前には建設候補地の見直しを求める署名の提出があった際にこれまでの経過を、やはり分からないという方が多かったということで、千厩地域においてプッシュ型としてこれまでの経過ということを改めて説明をさせていただくというような機会を設けて実施したところでございます。

その中で、どうしても平行線の部分はあったのですけれども、その後、生活環境影響調査など事業の説明の際にも、それに特化しているわけではございませんので、そのような御意見をいただいたりした中で、お話をさせていただいているところではございます。

今後につきましても、そのような不安を抱えていらっしゃるという部分の解消を努めていくためのということでもございますが、生活環境影響調査の結果の説明を行うということでありますが、それに限らず、施設整備に対するいろいろな御意見をいただく場というような位置づけで開催をしていきたいというように考えております。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 前向きな答弁をいただいたと私は捉えましたけれども、つまり、その事業に対する説明だけではなく、やはり、そもそも論としてのこの部分に関する理解を深めていただく機会が必要なのだと思う思います。

そういった中で、理解が進む場合もありますし、さらに、またいろいろな意見が出てくるかもしれないかもしれませんが、まずもって組合としてやらなければいけないこととしては、そういった住民の人たちの説明に関する場を設けることだと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、施設整備の進捗状況と今後の計画についても答弁いただきました。そこで、まずもって、令和6年度の用地取得のことについて、先ほど同僚議員からも質疑があったわけでありましたが、私もさらに、そこから令和6年度の事業について尋ねたいと思います。この用地取得に関して、恐らく金額が出てくるのだと思う思います。今日の最終議案の中にも、一般廃棄物処理施設の不動産取得に関する議案が出ておりますけれども、最終的にはこのような形で評価をして金額が出てくるものなのだと思いますが、新最終処分場に関しても、令和6年度の用地取得に関してどのような手順を踏んでこういった事業を展開しようとしているのかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 用地取得につきましては、先ほど金額のお話もありましたので、その分についてまず申し上げますと、事業用地の取得価格につきましては、今年度実施いたしました不動産鑑定評価の結果を参考にいたしまして、今後決めてまいりたいと考えておりますので、具体的にはまだ決めていないところでございます。

新年度になりまして、予算が今回の議会で可決をいただいたとした場合に、今後、地権者とお話をさせていただく機会を設けていきたいというように考えておりますし、今回の用地取得につきましては、予算額、面積等を考慮しますと議会の議決を要する案件というように捉えておりますので、最終的には議会の御判断をいただくという中身になるかと捉えてございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 手順としては不動産鑑定のところがまずあって、そこから出されるということではありますが、そこでちょっと確認したいと思いますけれども、つまり今回のようなある程度広いエリアを購入することになるかと思いますが、それはあくまでも不動産鑑定に基づいた評価額であって、そういったところがあるということをまず確認したいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 取得価格につきましては、適正価格ということで、取得するという考えでありますので、ベースとすれば不動産鑑定というものがございます。それをベースに価格設定については考えていくということになります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 分かりました。

次は、その中でも、今度は範囲についてお尋ねいたしたいと思いますけれども、その取得をする範囲、その地権者の中には予定される面積の中に丸々入っている方もいらっしゃる、一部入っている方もいらっしゃる、そういった割合というのはいろいろあるのかというように思いますが、そこで私のほうからお尋ねするのは、用地を取得する範囲というのは必要なエリアだけのものを取得するのか、それとも、地権者が、ある程度その面積に入っていれば、ある程度その辺のものも広く取得をしていくものなのか、どういった考えで取得をしていくものなのかをお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 取得の範囲ですけれども、いずれ最終処分場の建設のために必要な範囲ということで考えております。施設を整備する場所のほかに、岩手県林地開発許可技術基準に対応するため、造成範囲のほかに、森林エリアを配置する必要がございますので、そういうエリアも見込んでおります。また、沢地でありますので、のり面の管理、そういう部分もございますので、そういうところも考慮した中での事業範囲というように考えてございます。

議 長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 施設整備の進捗状況と今後の計画については、今の部分に関しては理解いたしました。そういった部分も、住民の方々は関心がある部分だというように思いますので、そういったものも、何らかの形でこういうような透明性があるべきものだと思いますので、それに対する情報の周知についても、心がけていただければと思います。

次に、都市計画決定を経なかった理由についての答弁の中からお尋ねしたいと思います。

これは、実は、住民監査請求の中でも、どうしてそういったプロセスを経なかったのかというものがあって、都市計画の質問の中での答弁と同じような答弁になるだろうというように思っておりますが、なぜ、私があえてその部分に関してまた質問しているかというと、やはり、まずもって今回の進め方で、4 か所を1 か所に絞ったところの中で、ある程度、組合が決めたことに対する説明は入っているところは理解いたしますけれども、そもそも、住民の方々は、自分たちのエリア、地域を、要は先ほど4 か所を1 か所にしたトップダウンの説明は聞いているが、住民の方々は、自分たちの地域をどのようにしたらいいかというものを、ボトムアップ、積み重ねて、反対の人や賛成の人、いろいろなものも含めて、プロセスを経て決定していく過程が必要なのではないかというところで、いろいろな意見の食い違いがあるのだろうというように思います。

しかも、このエリアが都市計画区域であるということは、千厩地域の方々もそうですし、実は私も、その都市計画区域にこういうものをつくることができるのかどうかという疑問から、答弁をいただいても、その中でも地域の人たちが話合いでもって決定したことなのかどうかというのが、法的には問題がないにしても、やはりそういうもの、法的には問題ないですけれども、そういうことを取り入れて進むことが、丁寧な進め方だと私は思うのです。

なので、こういった都市計画区域というエリアの中に、新最終処分場を設置するということに関して、広く地域住民の方々との話合いが必要だったというように思っています。これは組合のことではなくて、もちろん一関市の管轄の部分があるかと思いますが、その今私が言ったプロセスの重要性の背景を含めてどのように判断をされているかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ただいまの御質問ですけれども、いずれ、都市計画のほうでも、その趣旨

として、先ほど管理者が答弁しておりますが、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるということになっております。

この規定の趣旨としては、住民が公開の場で意見を陳述できる機会を確保すべきということで設けられているものでございます。組合での候補地選定の際も、同様の説明会などを開催し、我々とすれば都市計画法で定める公聴会以上の意見を伺う機会を設けてきたと考えてございますので、法の趣旨にのっとった対応をしてきたというように考えてございますので、対応とすれば問題はなかったのではないかと考えております。

議 長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） その、法の下に行ってきたことだからいいのだというような捉え方は、もちろん、何もこれで問題なければそれでよかったのだらうと思います。あくまでも説明会というのは、4 か所が 1 か所になった説明であり、そもそも 4 か所になったという説明であり、その中でどういう不安がありますか、意見がありますかという考え方ですけれども、つまり、それが私が先ほど言った組合がある程度方針を決めたものを説明している、私は法的にもやらなくてもいいにしても、やはりこういった住民の方々の意見だったり、アクションがあった中においては、きちんとそのようなボトムアップ、地域の方々の意見をまずはもんでもらって、意見を集約したものがまず大前提に進めていくやり方が必要だったのではないかと。

つまり、法的に問題だということを言っているわけではなくて、プロセス、過程として丁寧に進めるということを改めてこの時期でも思っております。なので、そういったプロセスを、説明ではなくて聞く手順を組み込めるべきだと思いますが、管理者、これについてぜひ、そうではないのであればきちんと説明をいただきたいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） ちょっと質問からそれますけれども、他の例を視察してきた際に、どのような施設を造るべきかを議論するのではなくて、どこに造るかを最初に決めたほうがいいのかというような意味合いのお話がありました。優先順位、最初にそれをやったほうがいいのかというようなお話でしたが、それは私は今でも違うと思っています。

どのような施設を造るべきかを最初に議論し、その次にどこに造るかを議論する。と言いますのは、どこに造るのか、どのような施設か、どのように造るか、まさに 4 か所、4 か所をまず選んでいただきました。その時点で、その 4 か所の中のどこに造っても、皆さん方が御心配なさるようなこと、あるいは法令上の、都市計画法を含めた手続のこと、全てについても大丈夫なところでありました。

ただし、その 4 か所の中の 1 つを選ぶ際に、どのようなものをつくっていくのが一番いいのかと、それは具体的には例えば事業自体の公益性がございします。多額の事業費を費やします。費用対効果の観点からの検証も必要であります。

また、廃棄物処理、これに伴う 3 R といった新しい時代に即したものと、そういった観点からの考察も必要であります。そして、余熱活用を含め、そうした二次的な利用を、どのようにしてプラスに転じていくかと、そうした議論も必要であります。また、将来世代の事業の継承といった観点も必要であります。

したがいまして、その 4 か所の中のどのような施設を造っていったら、皆さん方にとっていいのか、一関市民、平泉町民にとっていいのかと、そうした議論をまずやるべきだと思っております。

まして、それに合ったような場所はどこかと。どのような施設を造っていったらいいのかというのは、4か所、4か所の皆さん方からも御意見をいただきました。その追加項目もいたしました。調査追加項目、評価点の追加項目もいたしました。そうしたことをやってきましたので、お尋ねの都市計画法で定めている手続以上のことをやってきたと、そのように認識をしてございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 今の管理者の思い、すごく私も大切な部分だと思います。こういった一般質問の機会を通して、我々は議会として代表の中で答えていただいたのだと思いますが、そういったその思いであったり考え方を広く理解をして進めることを、やはりこれからも進めていくべきものだというように思います。

その中のプロセスとして、やはりそういった進め方だとしても、これからまた展開をしていかなければいけない、進めていかなければいけない、今までどおりやっていいのだ、法的に問題ないのだというやり方で、何も問題がなかったらそれでいいのですけれども、そういう中で、やはり不安に思った方々、理解の進まない方がいらっしゃいます。そういった方々に、さらに、もし進めていくのであれば、やはりそういった方々のその思いも、それを受け入れろということだけではなくて、思いを聞く機会が、一つはその都市計画の中に入っているの、そういった進め方もあったのではないかと提案をしました。

変な話、ここから都市計画審議会を開いてやってほしいということを今言おうとしているわけではなくて、改めて原点にもう一回戻って、原点まで戻らなくても、進めるに当たってその過程を担保するべきだというように思いますが、そういった部分で管理者、その部分の意見の部分の考え方をぜひ最後をお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 私どもは、やはり責任のあるお話をしなくてははいけません。一つ一つの調査ですとか、あるいは今、ちょうど生活環境影響調査を始めているところでございますけれども、そうした物事に基づいた、きちんとした説明、また、客観的、専門的であつ広範な観点からの説明をしなくてははいけません。ですから、そうしたものについては、今までも一つ一つ進めていくたびにそういったお話はしてきました。

その中でも、やはり、その都度、なぜここになったのだと、そういったようなお話はいただくのです。そのときも、こういうように進めてきたとか、そういったところについてはこのような対策を講じていくとかというような話をしてきました。ですので、そういった意見の相互のやり取りですとか、御質問を全て受け入れてお話をしていくといった観点からやってきた次第であります。これから先もそうしたことは続けていくつもりでございますので、多くの皆様方から御理解を賜りたいと、このように考えてございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 都市計画決定の背景からかなり広がってしまったところではありますが、肝のところ、大切な部分というのは、先ほど質疑した部分だと思いますし、今答弁をいただいた部分に関しては、これからの管理者の姿勢、ぜひ直接、今、議会だから議員と直接やるということだけではなく、住民の方々と直接お話をして、その思いを伝えて、そして理解を進めていく、そのプロセスもぜひ追加をしていただきたい。その中には、やはり場合によっては立ち止まる、進め方を、慎重にもっと進めていくという話にもなるかもしれませんので、そういったところの中で、意見を踏まえながら、ぜひお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。あり

がとうございます。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問を終わります。

先ほどの沼倉憲二君の質問の答弁に対し、佐藤事務局長より発言訂正の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど、沼倉議員からの質問で、第9期の介護保険料の9段階以上に影響する人数ということで4,274世帯と申し上げましたが、4,274人の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 午前の会議は以上とします。

午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時10分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って、介護保険について9点お伺いします。

2000年4月から始まった介護保険制度は、施行23年が経過します。しかし、必要なサービスを利用できない実態が全国で広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。

介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした実態をさらに加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要支援1、2のサービスの保険給付外し、いわゆる総合事業への移行などの抜本的な改悪案は、反対運動の世論の広がりの中で先送りされました。しかし、政府は、利用料2割負担の対象者の拡大、一定所得以上の高齢者への保険料引上げについては2023年末までに結論を出すとしていましたが、介護関係者の運動や国民世論の反発を前に政府は第9期計画での改悪の見送りを決定しました。利用者と事業者双方にさらなる負担を押しつけるものであり、断じて容認できるものではありません。

また、介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。一昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本的改善と介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何より重要であり、制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた介護の社会化を実現するために大きくかじを取るべきです。

そのためには、社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費と食費の負担軽減、サービスの向上など介護保険制度の抜本的な見直しが必要です。また、利用料2割負担の対象者の拡大、要支援1、2の保険給付外しなど、介護保険の利用者に新たな困難をもたらす見直しを実施しないことが必要です。

さらに、介護サービスの利用に支障が生じないように利用料の負担軽減策を講じ、介護報酬を大幅に引き上げなければなりません。そして、全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げるとともに、介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消と人員配置

基準の引上げを行うことが必要です。介護は家族任せにせず、社会全体で支えるという介護保険制度の創設時に立ち返った制度の立て直しが必要です。

そこで1点目の質問です。

第8期における特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた対策について、その計画と実績についてです。

家族の介護のために仕事をやめる介護離職は全国で年間10万人に上り、介護をめぐる問題は高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。近年では、ヤングケアラーといった若い世代が介護をするといった実態が明らかになっています。

このような中で、低所得者でも入所が可能な特別養護老人ホームの拡充は急務であると言えます。

そこでお尋ねします。

第8期における特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた対策について、その計画と実績についてお伺いします。

2点目は、介護保険の認定区分ごとのサービスの利用実績についてお伺いします。

3点目は、介護保険の給付実績について、計画と併せてお伺いします。

4点目は、2023年7月12日から同年8月4日にかけて行われた第9期介護保険事業計画策定に係る介護保険サービス量等に関する調査で明らかになった課題についてお伺いします。

5点目は、第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画についてお伺いします。

6点目は、地域包括支援センターの課題について、現在、組合が認知している課題についてお伺いします。

7点目は、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料について、区分ごとにお伺いします。

8点目は、介護保険住宅改修費と福祉用具購入に係る受領委任払いの実績についてお伺いします。

9点目は、介護サービスの事業者の採用者数と離職者数についてお伺いします。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えをいたします。

介護保険事業についてであります。まず第8期介護保険事業計画における特別養護老人ホーム入所待機者の解消に向けた施策について申し上げます。

第8期介護保険事業計画期間における施設整備は、県が指定する広域型特別養護老人ホームについて、1事業所20床の増床を計画したところであり、その整備は完了しております。

また、当組合が指定する地域密着型小規模特別養護老人ホームについては、1事業所29床の整備を計画し、整備する事業者の選定を行ったところではありますが、選定をされました法人の御都合により整備が進んでいない状況であります。

次に、4つ目の質問でございますが、第9期介護保険事業計画の策定に関して行った介護保険サービスの量などに関する調査について申し上げます。

管内の指定居宅介護支援事業所など、62の事業所に勤務する介護支援専門員を対象に調査を行い、115人から回答がございました。

現在の管内において提供されている介護サービスについて、サービスの種別ごとに充足状況を尋ねたところ、「十分足りている」、「ほぼ足りている」という回答が多かったサービスは、訪問入浴介護と通所介護でありました。

一方、「やや不足している」という回答が多かったサービスは、訪問介護などの訪問入浴以外の訪問サービス、また、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションといったリハビリテーションに関わるサービス、また、「かなり不足している」という回答が多かったサービスは、介護職員と看護師から定期的な訪問と電話などによる随時の対応を受けることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、認知症と診断された人が、食事や入浴、機能訓練を、日帰りで受ける認知症対応型通所介護、また長期にわたり療養が必要な人が、医療と介護を一体的に受けられる介護医療院などであり、当組合管内においてサービスを提供している事業者が、一部にしかない、または全くないとなっております。

本調査結果は、管内におけるサービスの需要を把握している介護支援専門員がその業務において感じているものを尋ねたものであり、「不足している」、または「かなり不足している」と回答した介護サービスの充実が課題であると、このように捉えております。

ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「かなり不足している」という回答が多かったのに対し、当組合管内で同サービスを行っている事業所は、利用者がいないことを理由にサービス提供を休止しており、需要と供給が一致しない状態となっているものと、このように認識しております。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備について申し上げます。

第9期の計画においては、将来的に深刻さが増す介護人材の不足や施設を整備することによる介護保険財政への影響を踏まえ、認知症の方、医療的ケアが必要な方への対応を優先することを基本に、また、事業者の施設整備の意向を伺った上で、1つには認知症対応型共同生活介護を9床、介護医療院を定員30人、複合型サービスを定員29人、地域密着型特定施設入居者生活介護を定員21人として整備を計画しております。

特別養護老人ホームなどの施設サービスは、サービス利用料が高額であり、その整備については介護保険料への影響が伴うことから慎重に判断する必要があると考えているところであり、第9期の計画において特別養護老人ホームを整備しない、そうした理由について申し上げますが、令和12年以降、要介護、要支援認定者数が減少する見込みであること、今後の生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保がさらに困難になると見込まれること、在宅で早期入所が必要な特別養護老人ホームの入所待機者数が減少傾向にあること、令和4年12月から令和5年3月にかけて事業者を対象に行った施設整備の意向調査におきましては、特別養護老人ホームの整備の意向を持つ事業者がなかったことによるものであります。

次に、地域包括支援センターの課題はとのお尋ねについて申し上げます。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する機関であり、管内には、組合の直営によるものを2か所、委託によるものを5か所の計7か所設置してございます。

その業務は、高齢者に関する各種相談を受け、必要な支援を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげる総合相談支援業務のほか、成年後見制度の活用促進や高齢者虐

待への対応などの権利擁護業務、また、介護支援専門員への指導・助言などを行う包括的、継続的ケアマネジメント業務、さらに第1号介護予防支援事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント業務、この4つと、このほか、指定介護予防支援事業所として要支援1、2の方の介護予防ケアプランの作成を行う指定介護予防支援業務を行ってございます。

職員であります、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が必要であり、現時点ではいずれの地域包括支援センターも人員が確保されておりますが、長期的にこれらの有資格者を確保していくことが課題となっております。

また、高齢者を取り巻く環境の多様化に伴い、地域住民からの相談が多様で複雑なものとなり、多くの時間と複数職員による対応を要する相談が増えてきている状況にあります。

国では、指定介護予防支援業務について、総合相談支援業務に影響を与えないようにするため、指定居宅介護支援事業者への業務の委託や、介護予防ケアプランの作成のみを行う介護予防支援員の配置などにより、3職種の担当を1人当たり25件を上限としておりますが、この件数を超える地域包括支援センターもあり、職員の負担軽減が課題となっております。

総合相談支援業務の委託につきましては、介護保険法の改正により令和6年度から指定居宅介護支援事業者などに委託ができるようになりますが、当組合管内では事業所を問わず介護人材の確保が難しい状況にあるため、委託により新しい業務が増えることになれば、その事業所の負担感は増すものと思われます。

現段階では、総合相談支援業務の委託は考えてはございませんが、今後地域包括支援センターの業務が増大していく場合は、指定居宅介護支援事業者などの状況を把握し、委託について検討していく必要があると、このように考えてございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険サービスの利用実績についてでございますが、令和4年度の認定区分ごとの保険給付の件数とそのおおよその金額でございますが、要支援1が7,669件で6,309万円、要支援2が1万2,659件で1億3,441万円、要介護1が4万8,078件で16億1,473万円、要介護2が5万2,943件で24億6,415万円、要介護3が3万8,098件で29億636万円、要介護4が3万2,901件で35億7,583万円、要介護5が2万3,385件で31億1,283万円となっているところでございます。

次に、第8期介護保険事業計画期間における保険給付の実績見込みについてでございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期の計画期間全体における給付実績の総額は、447億5,117万円となる見込みであり、計画額の467億6,725万円に対する割合は95.7%となっております。

このうち、介護サービス費の給付実績額は412億1,364万円となる見込みであり、計画額の432億2,943万円に対する割合は95.3%であります。また、介護予防サービス費に対する給付実績額は6億1,231万円となる見込みであり、計画額の5億8,683万円に対する割合は104.3%となっております。

次に、第9期介護保険事業計画における介護保険料についてでございますが、所得段階を13の区分に設定し、第1段階から第3段階までは生活保護受給者、または本人を含む世帯全員が市町村民税非課税の方、第4段階と第5段階は、本人は市町村民税が非課税で世帯員の誰かに市町村民税が課税されている方、第6段階以上は、本人が市町村民税が課税されている方となっております。

介護保険料の年額でございますが、第1段階が2万1,100円、第2段階が2万8,800円、第3段階が5万600円、第4段階が6万6,500円、第5段階が7万3,900円、第6段階が8万8,600円、第7段階が9万6,000円、第8段階が11万800円、第9段階が12万5,600円、第10段階が14万300円、第11段階が15万5,100円、第12段階が16万6,900円、第13段階が17万7,300円としているところであります。

次に、介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費についてであります。これらの給付は要支援、要介護の認定を受けた方が対象であり、介護保険住宅改修費は手すりの取付けなどの住宅改修に対して支給され、福祉用具購入費は、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業者から購入した場合に支給されるものであります。

支給方法については償還払いと受領委任払いの2つがあり、償還払いとは、利用者が販売・改修業者に対し費用の全額、10割を支払った後、保険者が保険給付の対象となる9割などの額を利用者へ支払う方法であります。

また、受領委任払いとは、利用者が販売・改修業者に対し利用者負担分の1割などの額のみを支払い、保険者が保険給付の対象となる残りの9割などの額を販売・改修事業者へ直接支払う方法であります。

なお、介護保険料の滞納により給付制限を受けている方は、この受領委任払いの制度を利用することができないものであります。

令和4年度における償還払いと受領委任払いのそれぞれの利用件数及び保険給付額は、住宅改修費におきましては償還払いが44件で682万2,949円、受領委任払いが203件で2,219万6,163円であり、福祉用具購入費については償還払いが7件で19万4,584円、受領委任払いが700件で2,049万3,177円となっているところであります。

次に、介護サービス事業者の採用者と離職者数についてであります。当組合では令和4年12月から令和5年3月にかけて、管内に介護サービス事業所を設置する法人を対象に介護労働実態調査として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの採用者数と離職者数について調査を行ったところであり、49の法人から回答がございました。

この結果を申し上げますと、介護職員は採用者が152人であるのに対し離職者は167人、看護職員は採用者が45人であるのに対し離職者は33人、介護支援専門員は採用者が9人、離職者も同数で9人であります。

社会福祉士は採用者が1人、離職者も1人であります。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び栄養士につきましては、採用者が16人に対し離職者は10人となっているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

最初に、発言の訂正をいたします。

先ほど、要支援1、2と申し上げましたが、これは要介護1、2の誤りでございました。訂正いたします。

それでは、再度お伺いいたします。

まず、1つ目に、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた対策の計画についてであります。どのようなことをこの経験から学んだのでしょうか。先ほどはいろいろ整備はされたようですけれども、お伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 計画に伴いまして、どのようなことということでございましたが、いずれ施設整備につきましては待機者数との関係もございます。

当組合では、介護保険につきましては介護保険運営協議会というものも設けて、その中でいろいろ意見を頂戴しておりますが、その中でも待機者イコール施設整備という考えでは今の時代はなかなかないのだという話もいただいております。というのは、やはり人材確保の面、そういうところをきちんと手当てをしなければ、施設整備を行ってもなかなか難しいというような御意見もいただいているところでございます。

そういう意味で、施設整備については計画をし、第8期の分については先ほど申し上げたような整備をしてございますし、待機者も減っているというような状況であります。第8期の計画策定の時期とやはり状況が変わってきていると捉えておりますので、その時々に応じた計画なり見通しを持って進めていく必要があるのではないかとこのように捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 確かに待機者は減っているという数字はあります。ただ、これから高齢者が増えていくという先ほどの管理者の話もありましたが、それについてはどのような見通しとか、これから団塊の世代が高齢者の仲間に入っていくという状況ではありますけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後の高齢者の推移ということもですけれども、やはり介護保険の計画を進めていく上では、要介護、要支援者の推移がどうなるかというところが、やはり運営する上での大きな視点になるかというように考えております。

そういう中で、今回、第9期介護保険事業計画を策定する際に、今後の見通しということで要介護、要支援者の認定者数というところも推計をしてございます。高齢者は増加をしていきますけれども、認定者数につきましては令和12年度をピークに減少を見込んでございますし、認定率につきましても令和17年度以降については下がるのではないかとこのように見込みで計画を策定しているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ただ、第9期では整備しないというようなお話でしたが、やはり入所を待っている方はいるわけです。ゼロではありません。しかも、ここにある資料ですと、令和5年4月1日では早急に入所が必要という方が59人という数字が出ていますし、その中で1年程度で入所が必要というのは32人と、一定数入所を待っている方がいらっしゃる。こういう方に対して入所できない状況ですから、何かしらの対策というか、そういったものを十分取られているのか、そこをお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 待機されている方がいらっしゃるというのはそのとおりでございます。そういう方につきましては、施設での提供が難しいという状況の場合は訪問関係のサービスとか、施設系であればデイサービスを利用させていただくとか、そういうような今あるサービスの情報提供をしながら、今使えるサービスなどを御検討いただければというように思っております。

また、待機期間につきましても、令和5年度につきましては、全体的に待機期間が短くなっているのではないかとこのように捉え方をしております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、時間がないので次にいきます。

介護保険の給付実績についてお伺いしますが、介護サービス費が見込みを下回っています。この理由というのは、どういった理由だと把握されていますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護給付費の実績と計画との乖離ということでございますけれども、介護サービス費の給付実績が計画額を下回った理由は、令和3年度から令和4年度にかけて新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、通所介護などの通所系のサービスを中心に事業所が休止したことや、利用者が自主的に利用を控えたというようなことが影響したのではないかとこのように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、介護予防サービス費の見込みが計画より上回っているというその理由はいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護予防サービス費の給付実績が上回った理由ということですが、要支援の認定者数及び介護予防サービスの利用者数がともに増加傾向にあること、また、介護予防訪問リハビリテーションや福祉用具貸与のサービスの給付実績が計画を大きく上回っていることなどから、在宅において福祉用具を使用するなどによる日常生活活動のリハビリテーションを行う人が増加しているものと考えられるところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 介護サービスなどを受ければ、当然自己負担も出てくるわけですが、全国では自己負担が大変だということで利用を控えているという方も少なからずいらっしゃいます。組合ではそういったことは承知されているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合といたしましては、必要なサービスについては受けていただいていると、その中でどのようなサービスを受けるかという中での判断はあるかと思いますが、必要なサービスは受けていただいているのではないかとこのように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 低所得者では、自己負担が大変だから使わないという方もいらっしゃるのですけれども、そういった中で、自己負担分の軽減策というのは取られているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 自己負担の軽減策ということですが、介護保険の制度にのっとった形での運営をさせていただいているということでありますので、制度上定められている内容での運営をさせていただいているという状況であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、ちょっと紹介しますが、千葉県の船橋市では介護保険の利用者負担助成制度というのをやっているのです。これは、一定の要件に該当すれば利用者の自己負担分の40%を自治体が負担しているということですけれども、そういうものもあります。

介護保険の制度ということでおっしゃいましたけれども、やはりそういうことも構成市町と協議しながら実施していくべきだということと考えますことを申し上げておきます。

次に、第9期介護保険事業計画策定に係る介護保険サービス量等に関する調査で明らかになっ

た課題についてお伺いしますが、先ほどの答弁にありましたけれども、現在のサービス量についての質問に対し、「やや不足している」と、「かなり不足している」の回答が多かったものに訪問介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護というのがありますが、これらについて第9期の計画にはどのように反映されているのか、お伺いします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） ただいま御質問をいただきました不足しているサービスを第9期介護保険事業計画でどのように考えているかというところでございますが、不足していると言われております介護医療院の施設につきましては、介護保険サービス量等に関する調査の第9期介護保険事業計画への反映につきましては、在宅サービスを充実させるため構成市町と連携し、介護サービス事業所の開設支援に向けた取組について検討することや、地域リハビリテーション支援体制の推進として関係団体や関係機関と連携し、リハビリテーション専門職など他職種による効果的な介護予防マネジメントの推進について取り組むこと、これらを計画に位置づけたところでございます。

また、当該調査で需要が高いという結果でありましたが、当組合管内にサービス提供事業所がない介護医療院についても、第9期介護保険事業期間において整備する施設として計画に位置づけたところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いろいろ御回答をいただきましたが、これは調査の結果から十分反映された内容となっていますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 調査の内容につきましては、それを踏まえた中で計画を策定しているところでありますが、内容によりまして、その十分な反映というところまではいかない部分もあるかと思っております。というのは、先ほども申し上げましたように、かなり不足しているという回答の中でも、定期巡回・随時対応型などについても非常に意見は多かったのですけれども、実際の利用者が少なく事業所が休止というようなミスマッチも生じているというようなところもございますので、アンケート結果だけではなくて、法人の意向や実際の状況、そういうものも踏まえた中での計画の策定をさせていただいたところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 介護医療院の施設整備についてですが、第9期では計画していくということでしたが、特別養護老人ホームについては入所者が減少する傾向とか、意向調査ですね、事業所で手上げる方がなかった、人材確保も難しいというようなことが言われましたが、仮に第9期の途中で事業者が開所しますというような手上げをした場合というのは、この計画の中で変更というのはあり得るのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 計画期間中の施設整備計画の変更ということではありますが、介護保険事業計画につきましては、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして作成されなければならないものでございまして、施設整備計画についても長期的な視点で作成していること、また、計画期間中に変更した場合、介護給付費が増えることが想定され、財源の不足が生じる可能性もございます。このようなことから、計画期間中の変更は行わないこととしているところでござい

ますが、やむを得ない事情があり、どうしても変更が必要な場合は、構成市町の高齢者福祉計画についても変更をする必要があるほか、被保険者の意見を反映するための必要な措置を講じることや県の意見を聞くなどの手続が必要になってくるというところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 計画期間中は変更できないのではなく、手間はかかりますが、変更はできるというような認識でよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 制度上はできるということではありますが、現在、組合としては財源が不足する可能性などもあることから、計画期間中の変更などは行わないというような考えで現在はいるところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 入所待機者も一定数いらっしゃるわけですから、やはりその辺は、ある程度柔軟な対応が必要かということを述べて次に移ります。

次、地域包括支援センターについてであります。現在の人員体制について、地域包括支援センターの機能を十分発揮する、そういった十分な人員体制になっているのか、組合の認識をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 体制につきましては、法令や規定、基準などで定められている職種の配置はされてございます。

ただ、先ほど管理者が答弁いたしましたとおり、職員の負担が増えてきているということありますので、体制というよりはその職員の負担軽減というところが課題だと捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 負担軽減という答弁がありましたが、であれば人を増やすなり、先ほどは業務の委託というようなお話もあり、今回、見送るということでしたけれども、そういったことも検討されているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 体制の見直しということについて、具体的な検討というものはしてございませんけれども、先ほど管理者が答弁いたしましたように、総合相談支援業務の委託についても今後検討する必要があると生じてくることも想定されますので、そういう中で全体的な検討ということもしていく必要もあるのではないかとこのように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 業務を委託するのではなくて、地域包括支援センター内できちんと役割が発揮できるようにセンターの人を増やすとか、そういった検討とかはなされないのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 体制のことでございますけれども、いずれ構成市町、組合とも、やはり人件費などの体制というのは課題の一つというように捉えております。現時点では現体制でどのようにできるのか、そういう視点で対応していくというような考えでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどの答弁でも、人材について足りていないということがありましたけれども、やはり委託されたほうでも、人手がなければ委託された業務について十分役割を発揮でき

ないのではないかという、そういった心配もありますので、安易に委託を考えるのではなくて、地域包括支援センター内できちんと対処できる、そういった要員の確保なり、そういったものを検証する必要があるのではないかということをお願いしておきます。

次に、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料についてお伺いしますが、先ほど11段階から13段階になって、収入が少ない方は保険料が下がるし、そうではない方は保険料が引き上がるというような御答弁でしたが、ここでお尋ねしますが、第9期介護保険事業計画、先ほどの保険料について、第8期の被保険者数で保険料を計算した場合の第9期と第8期のそれぞれの介護保険料の総額についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 御質問のあった介護保険料でございますが、第9期介護保険事業計画と第8期介護保険事業計画を比較するため、介護給付費準備基金からの取崩しを行わないこととし、第8期における被保険者数により計算をいたしますと、基準となる第5段階の介護保険料で申し上げますと、第8期は年額で7万8,600円、月額で6,551円であり、第9期は年額が7万9,000円、月額で6,586円であることから、第9期介護保険事業計画の保険料が年額で400円、月額で35円高くなっているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 通告していたのですけれども、総額では幾らになりますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） すみません、総額については確認してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 保険料負担が大変だという声も全国で起きています。当組合にもあろうかと存じますが、この保険料を引き下げる検討というのはどのような検討をされたのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料につきましては、低所得者の軽減などについては国で定めている13段階の区分変更などによりますし、そのほかに第8期と比べまして介護給付費準備基金からの取崩し額、第8期では5億円を見ておりましたが、第9期では6億5,000万円の取崩しを見込むということで、基金の取崩しを大きくし、保険料上昇の抑制を図ったというところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ただ、総額としては上がるということですね。先ほどの平均の保険料から言うことですが。いずれ、あとは保険料の減免なり何なりそういった制度というのは考えている、低所得者の方がこの保険料を納めるのが大変だという声も多く聞きます。国民健康保険も同じですが、そういった部分について何かしらの軽減策というのは取られているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど保険料が若干上がるという御質問でありましたが、第8期に比べて第9期については保険料は下がるという状況であります。

そのような中で、基金の取崩しなども大きくした中で保険料が上昇しないようにと保険料を算定しておりますので、このような内容で御理解をいただきたいというようなことで進めてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 保険料については、第1期から計画の期を重ねるごとに保険料はどんどん上がってきて、当初の2倍ないし3倍近い保険料になっていますので、いずれ、今後第9期がこれから始まるわけですが、今の制度がずっと続いたとした場合、これ以上保険料を上げないようにさらなる努力というのをさせていただきたいということを申し上げて次に移ります。

次に、介護保険住宅改修費と福祉用具購入費に係る受領委任払いについてですが、数字を見ると償還払いよりも受領委任払いのほうが多いということですが、これはどのようにして制度そのものを周知されているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 福祉用具購入費、それから住宅改修の事業の周知でございしますが、ケアマネジャーの皆様がよくお使いになっております、「ともにはぐくむ介護保険」という介護保険制度のパンフレットがございまして、そちらの中で分かりやすく説明をした資料を配布しております。

また、毎年度4月に全世帯に配布しております広報紙「くらしの情報」の中にも、介護保険サービスの御紹介をさせていただいております。あとは包括支援センター等、高齢者の御本人御家族から相談を受けた際にも制度の御紹介をしております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 周知の方法を紹介いただきましたが、これは組合としてきちんと適切に周知されているかどうか、その認識をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 周知につきましては、組合として想定される手段について、全戸配布の資料なり相談いただいた方の情報提供というような手段で周知をしておりますので、適切な周知は図られているものと捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） この受領委任払いについて、全国の自治体で取り組まれていますけれども、一部組合も含めまして、当組合で利用できる要件ですが、大体の方が利用できる要件になっています。全国を見ると住民税非課税世帯でないと利用できないとか、そういった制限がついている自治体なりがありますので、さらに利用できるように周知徹底と要件が改善できるのであれば、改善の余地があるのであれば改善についても検討していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移りますが、介護サービス事業者の採用者数と離職者数についてですが、先ほどの調査によれば介護職員では採用者数が152人、離職者数が167人という答弁がございました。この理由について、組合として認識されているものについてお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護人材の離職者が多いという理由でございしますが、これについては、調査を行った事業者からは賃金などの介護職員の処遇面への不満、人間関係などの職場環境、休暇が取りにくいこと、身体的、精神的に重労働であることなどが挙げられており、そのようなことが要因と捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 要因については分かりましたが、それでは組合として、これについて何か具体の対策というのは取られているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この離職者対策ということでございますが、当組合では第9期介護保険事業計画における介護人材の確保、育成、定着の施策の中で、新たにハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくりに向けて取り組むこととしており、介護サービス事業への運営指導などによる働きやすい職場環境づくりに向けた指導を行うことや、構成市町と連携し、ハラスメント防止や介護職員のモチベーションアップにつながる研修会の開催についても計画しているところでございます。

また、介護職員の処遇改善については、一保険者の問題ではなく、国全体でどうあるべきかを検討し対処すべき項目であると捉えているところでございまして、当組合では全国介護保険広域化推進協議会を通じて介護職員の処遇改善について国に対し要望活動を行ってまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 離職者の理由に賃金が安いというのがあります。平均で全産業に比べて6万円ないし7万円低いという調査結果もあります。

それで、これに対して国としては処遇改善というように国の予算を使ってやっているのですけれども、これについては年間6,000円とかそういった微々たる金額で、1桁、丸が一つ足りないというような批判も出ている内容であります。組合として何かそのような処遇改善について手だてとかお考えをお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 処遇改善については、やはり給料などについては介護報酬というところがどうしても大きな要因になってきてございます。やはりその部分の改善が図られないとなかなか難しいというように思っておりまして、先ほど要望活動を行っていくというお話もいたしましたが、この全国介護保険広域化推進協議会の総会などにも参加してございますが、その際、厚生労働省からも職員がおいでになっておりますので、全国の介護保険担当の方から実情を申し上げ、御理解をいただけるように対策をしていただけるような働きかけも行っているというところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 先ほど訪問介護の部分で報酬、約2%引下げということで処遇改善の分も紹介されましたが、加算措置ですね、小規模事業者が多いので小規模事業者では難しいのではないかなという同僚議員の質問に対して答弁がございましたが、この訪問介護というのは小規模事業者が多いわけですが、組管内の訪問介護を行う事業所の中で小規模というように捉えられている事業者というのは全体の何割くらいございますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 小規模というような定義づけがなかなかないものですから、一概に何割というお話は難しいのですが、やはり市内でやられているところについては、それほど大きな事業所というものではないのかというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） その処遇改善の加算措置ですが、新聞報道によると厳格化されたということで、所得要件を満たせず最上位の加算を維持できなければというように、これはしんぶん赤旗の記事ですが、さらに介護報酬を引き下げられた分について加算要件、加算が取れなければトータルで減収するというような報道があります。組合としてなるべく加算措置がきちんと取れるよう

に、そういった指導についてどのようなお考えを持っていられるか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） やはり訪問介護の報酬改定につきましては、国でも都市部と地方での高齢化の進み具合が違っていると、状況が違っているというような話も説明を受けてございます。やはり報道などでは、都市部では移動時間が短いとか移動にかかる経費が少なくて済むとか、そういう状況と、地方においては移動に非常に時間や経費を要するというようなところで、一律に論じることはいかなるものかというような報道も見ているところでございますし、我々としてもそのような認識は持っておりますので、そういう点について、そこについては抜本的な見直しというようなことも必要なのではないかと考えてもおりますので、そういうところも踏まえた中で国への働きかけというものを考えてまいりたいと思います。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今、事務局長の答弁ですが、都市部の事業者はそれでも利益を出せる、地方では移動距離とかを考えて経費もかかるということで、どこかの新聞報道でも拝見しましたが、いずれ、加算措置ですね、きちんと取れるよう事業者について適切な指導というか、そういったものを徹底してやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は50分で、一問一答方式です。

2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 質問順番4番、千葉栄生でございます。

通告に沿って、大きく2件について一般質問を行います。

令和6年度施策の推進方針において、人口減少が進行する中、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています。

そこで、施策の推進方針における衛生業務について伺います。

まず、1点目は、新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場への対応について、3点、伺いたいします。

1点目は、当組合が計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に伴い、現状を調査し、その影響を予測、評価した結果などを準備書にまとめたことから、その内容を昨年12月17日、21日に建設候補地周辺自治会対象に1回、組合管内の居住者を対象に2回、計3回にわたり説明会が開催されました。

その説明会の概要と参加者からどのような質問や意見が出され、対応されたのか伺います。

また、昨年9月に開催された新最終処分場に係る説明会で出された意見に対する対応についてもお伺いいたします。

2点目は、各建設候補地への住民理解を得て進めるとしてはありますが、これまで行ってきた住民説明会の開催などを含め、現時点で住民理解をどのように捉えているか伺いいたします。

また、進んでいない場合、今後どのように対応していくのか伺いいたします。

3点目は、リサイクルや分別による資源化と一般廃棄物の減量化を推進するに当たって、施設の見直しが必要と考えますが、施設規模の見直しの内容について伺いいたします。

次に、大きな2点目は、リサイクルや分別は構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進していることから、一般廃棄物への減量化への取組について2点伺い

たします。

1点目は、ごみの資源化と可燃ごみの減量化が進んでいないと考えられることから、令和3年度と令和4年度の排出量の対比結果をお伺いいたします。

また、現状から課題をどのように捉えているかお伺いいたします。

2点目は、今後、組合として資源化と減量化を推進するためにどのような取組を実施するのかお伺いいたします。

施設整備と併せ、可燃ごみの再資源化を進め焼却量を減らすことは、まさに当組合が進めているSDGsの理念であり、目標達成に向けた取組を行うよう期待し、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えをいたします。

一般廃棄物処理施設等の整備についてであります。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と申し上げます。また、新マテリアルリサイクル推進施設、こちらは新リサイクル施設と申し上げます。これらに関しましては、令和5年12月に施設整備に係る環境影響評価に関すること、そして、本年1月には施設整備の今後の進め方に関することについて、それぞれ説明会を開催したところであります。

環境影響評価については、現状の調査結果や調査結果に基づく予測評価を取りまとめた準備書の内容について説明をするため、令和5年12月17日に候補地周辺の住民を対象とした周辺自治会説明会を開催し、また、同日の17日と12月21日にはどなたでも参加いただける住民説明会を開催いたしました。

それぞれの説明会では、まず12月17日の周辺自治会説明会には10人、同じ日の住民説明会には8人、12月21日の住民説明会には6人の参加をいただいたところであります。

主な意見であります。希少動植物、特に猛禽類については生態系への影響が大きいため配慮が必要であると、そういったような意見をいただいたところであります。

意見への対応といたしましては、今後、環境影響評価の結果を評価書として取りまとめるのに合わせてモニタリングなど、必要な事後調査を行うこととしております。

次に、新処理施設整備及び新リサイクル施設整備の今後の進め方ですが、組合としての考えを説明するため、令和6年1月28日に周辺自治会説明会を開催し、19人の参加をいただいたところであります。

この説明会には管理者である私が出席をし、候補地周辺住民の皆様にも今後の進め方として、事業計画について、組合からの説明は昨年12月をもって一区切りとしたこと、事業を進めるため事業用地の取得に入ること、また、これまでにいただいた御意見や御要望に対しては、意見交換の場を設定して、これからも話し合いを行っていくことを直接説明させていただきました。

主な意見であります。この施設は必要な施設であり、やむを得ないと感じているといったような意見、また、施設の安全だけではなく、交通など周辺の生活環境上の安全の両方に配慮が必要だといったような意見、また、今回の施設整備に当たり、ごみの減量化や二酸化炭素削減への対策と併せて取り組んでほしいといったような御意見をいただいたところであり、事業を進めることについてはおおむね御理解をいただいたものと捉えてございます。

今後、これまでにいただいた意見について、周辺住民の皆様としっかりと意見交換を重ね、よ

りよい施設整備となるよう努めてまいりたいと考えております。

新最終処分場については、令和5年9月25日に開催した説明会において、生活環境影響調査の調査地点や調査期間の見直しを求める意見をいただきましたことから、いただいた意見の内容を踏まえ調査地点や調査期間について見直しを行い、その見直しをした内容については12月発行の組合広報紙「くらしの情報」、また、候補地周辺自治会の住民へのチラシなどによりお知らせをしてございます。

次に、施設整備に対する住民理解はとのお尋ねについて申し上げます。

新処理施設及び新リサイクル施設については、ただいま答弁いたしましたとおり、1月28日開催の周辺自治会説明会において今後の進め方を説明したところであり、事業を進めることについてはおおむねの理解をいただいたものと捉えております。

今後は、施設整備に係る様々な課題について、周辺住民の皆様との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

新最終処分場につきましては、一部の住民の皆様から当組合の監査委員に対し住民監査請求が提出されるなどのそういった状況もございます。これまで説明会を数多く開催し、様々な不安や疑問にお答えすることを積み重ねてきたところであり、そういった意味では着実に理解は進んでいるものと、このように捉えてございます。

今後であります、令和6年度には生活環境影響調査の結果を取りまとめ説明会を開催する予定としております。そうした中で、具体的な数値や必要な対策をお示しし、住民の皆様のお不安をできる限り解消できるように努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、ごみの資源化と可燃ごみの減量化についてのお尋ねでございます。

当組合管内全体のごみの排出量は、令和3年度は3万4,399トンです。令和4年度は3万3,855トンで、令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、544トン減少しております。

種別ごとに見ますと、可燃ごみが470トン、資源ごみが27トンそれぞれ減少はしておりますが、1人当たりの年間排出量で比較いたしますと、可燃ごみは0.88キログラム、資源ごみは0.24キログラムそれぞれ増加をしております。

当組合管内のごみの排出量は人口減少に伴い減少傾向にはありますが、1人当たりの年間排出量で見ると、その年によって増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移をしている状況であります。

可燃ごみの減量化が進んでいない要因として、まず一つには、コロナ禍による外出自粛の影響により通信販売の利用が増えたことに伴う梱包材などのごみの増加、また、在宅時間が長くなり、各家庭での片づけなどが進んだことで、不用品家財などの清掃センターへの直接搬入が増えたこと、また、資源ごみが可燃ごみとして排出されていることなどが挙げられると思います。

ごみを排出する段階で資源ごみへの分別を徹底していくことが課題であると捉えております。

次に、ごみの資源化と減量化を推進する具体的な取組について申し上げます。

ごみの排出段階で資源として利用できるものは資源ごみとして正しく分別されることが必要と捉えており、当組合では、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方テキスト、組合広報紙「くらしの情報」、ごみ分別アプリ、組合のホームページなどにより分別についての周知及び啓発を行い、構成市町と連携して住民の意識向上に取り組んでおります。

ごみの減量化のためには、住民がごみ処理の現状や自分に何ができるかなどについての理解を深めていただくことが必要と捉えており、そのため、清掃センターの施設見学、リサイクル工作教室、再生品販売などの環境学習の取組を行っております。

令和6年度は、使用済み小型家電回収について、新たにカセットコンロ、ホットプレート、電子レンジ、トースターを回収対象に追加するほか、新たな事業として集積所にコンテナを設置し、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを排出することができるコンテナ回収実証事業を実施し、リサイクルの取組をさらに進めていく考えであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新処理施設の施設規模の見直しについてでございますが、新処理施設等については、稼働時期を令和9年度末から令和10年度末に変更したこと、新リサイクル施設整備に伴い新しい分別区分となることから、一般廃棄物処理基本計画の改定に併せ、ごみの排出量の予測を改めて行い、新リサイクル施設、新最終処分場も含め、各施設の規模を再算定することとしたところであります。

その結果といたしましては、新処理施設の処理能力は日量106トンが104トンとなり、2トンの減、新リサイクル施設の処理能力は日量15.3トンが17.1トンとなり、1.8トンの増としたところであります。

なお、新最終処分場は、埋立て容量の変更はしないこととしたところでございます。

詳しく申し上げますと、新処理施設は新リサイクル施設の整備に伴う分別区分の変更により、古着や一部の製品プラスチックが資源ごみとして回収されることから、施設規模が縮小しておりますが、対象処理量の大幅な減少にはなっていないというところであります。

新リサイクル施設は、1人当たりの家庭系ごみの排出量が当初見込みより減少していないため、処理能力の規模としては新たな推計では増加することとなったものであります。

新最終処分場は、当初の整備基本計画の見込みよりも1人当たりの家庭系ごみの排出量が減少していないことから、当初見込みと比較して埋立て容量が1%未満ではあります、微増となる結果となったところであります。

本来であれば、算定結果に応じて施設規模を見直し、埋立て容量を拡大することとなりますが、ごみの減量化及び資源化の推進により埋立て量の減少に努め、当初の計画における埋立て容量からは変更しないということにしたところであります。

今後、この見直し結果を踏まえて、具体的な仕様の作成作業に入る予定としているところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず最初に、一般廃棄物の減量化への取組というところで、先ほど管理者からの答弁でもありましたけれども、令和6年度予算においてコンテナ回収実証事業が計上されております。

この具体的な実施方法をお聞かせください。今考えている段階のところでいいのでお答えください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナ回収実証事業の実施方法で現在想定しているものでございますが、この実証事業は、資源ごみを指定ごみ袋を使用しないで排出することにより、ごみの減量化の効果について検証するものでございます。

現在想定している内容は、集積所に当組合でコンテナを設置し、そのコンテナで各家庭から排出された資源ごみを直接回収し、コンテナごと回収するものでございます。

回収対象品目は瓶、缶、ペットボトル、容器包装プラスチックの4種類であり、実施する場所は、一関清掃センター管内及び大東清掃センター管内のごみ集積所の中から10か所程度を選定し、試験的に実施するものでございます。

実施のスケジュールでございますが、令和6年6月頃までには、実施する集積所の選定を行い、その準備を行い、10月頃から3か月間程度を回収実施期間として当組合管内の住民の皆様にご協力をお願いし、事業を実施する予定であります。

なお、実施に当たっての集積所の選定など具体的な手法については、構成市町や関係者などとの協議により決定をさせていただく予定としております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ありがとうございます。

このコンテナ回収は我々がずっと求めてきたことでもあります。やはり、リサイクルを進める中でプラスチックの袋を使って回収しているというこの計画に反する取組を解消していかなければ、リサイクル、分別は進んでいかないとずっと申し上げてきたわけですが、このコンテナ回収は非常に評価いたします。この実証が今回は試験的に行われるわけですが、一関清掃センター管内及び大東清掃センター管内で10か所という答弁がございましたけれども、単純に一関地域5か所、大東地域5か所という考えでよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 10か所につきましては、5か所、5か所ということではなくて、やはり地域とか実情、様々ありますので、そういう中でどこがいいかということを検討しながら選定させていただきたいと思っております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 了解いたしました。

ぜひ、いろいろな地域の実情も踏まえながら選定していただいて取り組んでいただければ幸いです。

この減量化推進においてですが、以前にも私の質問で行ったのですが、やはり住民理解を深めるためには管内地域に出向いて、実際のデータやサンプルなどを用いて住民に向けた勉強会を行う検討はないかという質問をしたのですが、検討するという答弁があったと私は記憶しておりますが、その後、どのようになっているか、今の検討状況をお知らせください。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） 各地域での説明会等につきましては、構成市町である一関市や平泉町の協力をいただきまして、各市町で説明に伺っているものに同席して、組合としてもごみの減量化や分別について参考になる数値等を出しながら説明をしていきたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その勉強会ということを行わないのかという質問でしたが、説明会の中でこの勉強を含めて取り組んでいく検討をしているということによろしいですか。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） この説明会の中で、こういうように出してほしいとかというような形での周知、いわゆる勉強会なるもののような形で進めていきたいというように思っております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） いろいろな形でこの勉強会というか、住民理解を深めていく取組というのは必要だと考えます。様々な手法が考えられますけれども、説明会の中でもいいですし、やはり特別と言ったらあれですけども、地域で勉強会を開きたいというときは、ぜひサンプルを用いた勉強会も含めて検討していただければと思います。

それでは、次にですが、新処理施設、最終処分場のところに入ります。

まず、新処理施設の説明会において、猛禽類等の御意見が出されておりました。猛禽類を保護していく取組の中で、施設周辺の一角に保護地域というか、隔離するような場所を設けるような説明があったと思いますけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 猛禽類につきましては、調査の結果、建設候補地の周辺に営巣活動、巣をつくっている様子が見られたということですので、それについては進めることによってそういう営巣活動に影響がないようにということで、説明の中では工事の音による影響なども考慮するというような話もさせていただきました。

また、非改変区域ということで手をつけないというところも説明をしておりますが、それは猛禽類というよりは近辺に生息している両生類とか植物系のものを非改変区域に移植なりをして保全するというようなところでありますので、猛禽類の対策とはまた別の意味合いで設けているというところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 私の認識が少し間違っていたというところを勉強させてもらいました。やはり自然植物、動植物も含めてですが、その地域で生息しているものを守っていくという環境保全も必要だと考えます。

その中で、先ほど答弁の中でモニタリングを行っていくというお話があったと思いますが、その動植物、猛禽類も含めたモニタリングも併せて行っていくという認識でよろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 動植物も含めたモニタリングということであります。例えば植物については移植をしますが、移植して息づくとか枯れないできちんと生きているというところの確認とか、そういうようなところで全ての項目について、全てではございませんが、猛禽類、両生類、植物、指摘のあったものについては調査をしていくという予定でしております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それは施設整備が終わった後も継続して行うという理解でよろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これについては施設整備中、施設整備後に行うということでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 了解いたしました。

ぜひ、やはり自然保護の観点から、住民の声を聞きながら施設整備を行っていただきたいと思います。住民理解も得られているという認識で私もおります。やはりまだ少しは懸念されている方々もございます。やはり寄り添ってこれからも進めていただきたいと思います。

新最終処分場の住民理解のところでございますけれども、これも同僚議員のほうから先ほど来質問がありましたけれども、やはり私もずっとこの最終処分場に関しては質問してまいりました。

何を言いたいかというと、やはり住民の方々は、なぜ千厩になったのかというところで理解ができていないというところで利害の一致が起きていないと私は認識しております。やはりこのまま住民理解を進めていく上で、これから組合として考えていかなければいけない説明会なり住民との合意というか理解を深めていく方法というのを再度お聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど答弁をしているところでございますが、住民の理解という中では、お話にあった候補地選定の経過という部分とか自然災害に対する不安、いろいろな要素があるものというように受け止めてございます。

経過などにつきましては、これまでも説明はさせていただいているところですが、なかなか理解いただけるというところまでいっていないというところもございますし、いろいろ話の中では理解いただいている方もいらっしゃるというように組合としては捉えてございます。

そのような中で、自然災害に対する不安というようなところについては生活環境影響調査というお話もしましたし、今後実施設計という中で施設の能力とか災害に対する強度的なものとか、具体的なお話ができるというように考えてございますので、そういう中身と併せて理解を深めるような説明をさせていただければとと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 管理者の答弁の中でも住民説明会を経て着実に進んでいるという答弁がございましたけれども、私は管理者と違って全く進んでいないという認識でおります。なぜならば、やはり先ほど来、同僚議員からもありましたけれども、住民監査請求が行われ、署名運動が行われ、そして今、千厩の入口には反対の看板を立てている、そういう現状にございます。この現状を踏まえて、やはり管理者が今後、住民理解をいかに進めていくか、これが重要だと私は考えます。今、管理者がこの住民説明会だけではなく、不安に思っている方、不安解消につなげて管理者がどのようにこれから行おうと考えているのか管理者から答弁願います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 何度かお話をいたしました。新しいことは特に先ほど来の午前中からの一般質問に加えて申し上げることというのは特にはないのですが、基本的には不安があると、そして疑問もあるということだと思いますので、その不安に思っていること、疑問に思っていること、それに対しての具体的な事柄を私どもとしてしっかりと説明をしていくことだと思います。

安全と安心というような言葉がございますが、安全というのは極めて客観的、物理的なことだと私の中では定義づけています。一方、安心というのは、そうした安全という客観的、物理的な事柄の上に立って、さらに私ども組合が今やっていること、これまでやってきたこと、そうしたことをどのように評価いただけることなのかと、そこにかかっているものが安心だと思いますので、そうした意味では100%の方に安心は頂戴できていないのだと、そういったような自覚のもとに進めてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） この論戦はずっと行っているわけですがけれども、やはり最終処分場は厄介な施設というのを払拭するようなこれからの施設にしたいという、たしかそういう意味での進め方もあったと思います。この最終処分場が千厩地域のためになるのかならないのか、その思いを、管理者の思いと住民の思い、これが合致しなければ、まちづくり、地域づくりはできないと私は感じます。やはり今、管理者が答弁されておりますけれども、管理者の思いと住民の思いを

やはり同じテーブルで行っていく必要があると私は感じます。これは、これまでの住民説明会のような形でもいいですし、新たな懇談会というような形でもいいと思います。管理者が直接出向いて、石川副管理者が物足りないと言っているわけではありません。やはり皆さんは管理者とお話したいと、直接お話がしたいのだと、私たちの思いを聞いてほしい、管理者の思いを聞きたいというお話があります。やはりこれは管理者が直接出向いて住民との対話をするべきと考えますが、いかがですか。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 午前中の一般質問の中でもございました。説明会などの開催の御要望があればお邪魔して説明会を開催いたしますと申し上げましたが、説明会自体の開催の御要望はございませんでした。

一方で、地元の住民団体の皆様方から、日にちを特定した形ですが、意見交換の場を持ちたいというようなお話がございました。ただ、御指定のあった日については、私が別の公務がございましたのでお邪魔することはできませんでした。結果としては、その日に関しては実現に至ってございませんが、別日程でまた改めてといったような御要望も現時点ではございませんので、もしお声があれば日程などの調整もしながら、そうした場を設けることについては私どもはそれを否としているわけではございません。

議 長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 要望があった日にちに合わなかったというような答弁もございました。さらには、なかなかほかの地域からは声がかからないというか、説明会を求めるような話はなかったという答弁がございます。これも先ほど来、同僚議員から質問がありました。

やはり管理者がいかに今の現状を打開するか、打開と言ったらおかしいですか、この住民合意を進めようと考えているのか、その姿勢が問われていると私は思っております。

私は、住民運動が起きているところは適地ではないのだと毎回申し上げております。やはり住民合意が得られていない状況での用地取得の予算計上、これは賛成しかねると申し上げ、私からの一般質問を終わります。

議 長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問の答弁に対し、佐藤事務局長より発言訂正の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤事務局長。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど、千葉栄生議員からの御質問で、コンテナ回収の実証事業の対象の10か所の考えの答弁の中で、一関、大東地域の中からというような趣旨で私、答弁したというように捉えてございました。

そういうことではなく、一関、平泉管内の、組合管内全体の中から10か所ということでございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

議 長（千田恭平君） 千葉栄生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後3時00分まで休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時00分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

先ほどの齋藤禎弘君の質問の答弁に対し、佐藤事務局長より発言の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど齋藤議員からの質問の中で、第8期介護保険事業計画と第9期介護保険事業計画における介護保険料の比較ということでの御質問がございまして、年額、月額などでのお答えをさせていただきましたが、総額についてお答えしてございませんでしたので、答弁させていただきます。

第8期計画での第1号被保険者の負担額の総額では112億6,642万6,000円でございます。第9期計画での第1号被保険者負担額は111億5,403万円ということで、第8期計画に比べ1億1,239万6,000円のマイナスというように見込んでおります。

減額となっている理由につきましては、第8期計画を策定した時点では新型コロナウイルス感染症の影響というものが見通せてございませんでしたのでその要素を見込んでございませし、第9期計画では新型コロナウイルス感染症の影響というものを加味して算定した負担の額となっておりますので、マイナスということになっていると捉えているところでございます。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における介護保険料率を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、参考資料を御覧願います。

介護保険料について説明を申し上げます。

基準月額については、現行の6,167円を第9期介護保険事業計画においては6,155円とし、所得段階を第13段階まで増やし、年額保険料を表のとおり改正しようとするものであります。

なお、所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者については、第8期計画に引き続き保険料の軽減を行うものであります。

また、所得段階ごとの合計所得金額の基準について、介護保険法施行規則の改正により、第9段階の合計所得金額320万円以上400万円未満を320万円以上420万円未満に、第10段階の合計所得金額400万円以上600万円未満を420万円以上520万円未満に、第11段階の合計所得金額600万円以上を520万円以上620万円未満に、第12段階を合計所得金額620万円以上720万円未満に、第13段階を合計所得金額720万円以上に改めるものであります。

次に、議案の1ページを御覧願います。

第5条は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の介護保険料を改正するものであります。

4ページをお開き願います。

第7条は、保険料の賦課期日後に生活保護の要保護者となった者の保険料の年額については、要保護者になった日を基準としてその前後においてそれぞれ算定された保険料額の月割りの額の合算額とするという規定に基づいて、第5条第11号及び第12号において新しく規定した所得段階に係る規定を追加しようとするものであります。

附則についてであります。附則第1項では施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項は経過措置について定めるものであり、改正後の第5条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

第1号議案の補足説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第6、議案第2号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第2号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業における人員及び運営に関する基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第3号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業における人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業における人員、設備及び運営に関する基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業における人員、設備及び運営に関する基準について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第2号、一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、居宅介護支援サービスの区分であります。居宅介護支援については、要介護1から5の方に対する居宅サービス計画を作成するものであります。

改正内容について申し上げます。

議案の1ページを御覧願います。

第3条は、第4条に地域包括支援センターに係る規定を追加することに伴い、略称を加えるものであります。

2ページをお開き願います。

第4条は、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員1人当たりの取扱件数について見直すものであります。

また、指定居宅介護支援事業所が事務職員を配置してケアプランデータ連携システムを活用している場合は、利用者49人に対し1人、またはその端数を増すごとに1人とするものであります。

第5条は、管理者が兼務できる事業所について、同一敷地内に限定していた規定を削除し、同一敷地内にない事業所、施設等についても差し支えないこととするものであります。

3ページを御覧願います。

第6条は、事業者の負担軽減を図るため、前6か月間に作成した各サービスの利用割合や同一事業者によって提供されるものの割合に関して利用者に説明し、理解を得ることとしていた規定について、努力義務に改めるほか、この改正に伴う項の繰下げや項のずれを改めるものであります。

す。

4 ページをお開き願います。

第15条は、生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定するものであり、また、身体的拘束等を行う場合は記録を義務づけるものであります。

5 ページを御覧願います。

第24条は、事業所内の書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要などの重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものであります。

附則についてであります。附則第1項では施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項及び6ページになりますが、第3項は経過措置を定めるものであります。

第2項については、改正後の条例の規定は令和6年度以降の基準について適用し、令和5年度以前の基準については、なお従前の例によるものとするものであります。

第3項については、事業所の運営規程など重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定について、令和7年3月31日までの間は経過措置期間とするものであります。

議案第2号の補足説明は以上でございます。

議案第3号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、介護予防支援のサービス区分であります。介護予防支援については要支援1、2の方に対する介護予防サービス計画を作成するものであります。

改正内容であります。議案の1ページを御覧願います。

第3条は、地域包括支援センターについて、組合が設置した地域包括支援センターを除く定義としていたものを改めるものであります。

2ページの第4条から4ページの第14条までは、これまで地域包括支援センターが行っていた介護予防支援事業について、厚生労働省令の改正により令和6年4月から指定居宅介護支援事業者についても組合の指定を受け介護予防支援事業を行うことができるようになることに伴い所要の改正を行うものでございます。

5 ページを御覧願います。

第23条は、事業所内の書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものであります。

第30条は、指定介護予防支援事業者に対し整備が義務づけられている記録に身体的拘束等を行う場合の記録を追加するものであり、併せて記録の根拠に係る文言の整理をするものでございます。

6 ページをお開き願います。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取組方針として、第2号の2及び第2号の3として、身体、または生命を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないことを明文化するものであり、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、記録をしなければならないことを義務づけるものであります。

第16号では、指定居宅サービス事業者等の連携によるモニタリングの見直しを行うものであり

ます。

8 ページになりますが、第29号では、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、組合から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況などの情報を提供することを定めるものであります。

附則についてであります。附則第1項では施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項は経過措置であり、事業所の運営規程などの重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定について、令和7年3月31日までの間は経過措置期間とするものであります。

議案第3号の補足説明は以上であります。

次に、議案第4号、一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、地域密着型サービスのサービス区分であります。地域密着型サービスについては、要介護1から5の方に対するサービスで12種類のサービスがあり、それぞれを申し上げますと、密接に連携を取っている介護職員と看護師の定期的な巡回や随時の通報により訪問を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、次に、介護福祉士等が夜間に定期的な巡回や随時の通報により訪問を行う夜間対応型訪問介護、日帰りで食事や入浴などの介護や機能訓練を提供する定員18人以下の小規模なデイサービスの地域密着型通所介護、同一施設で介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する定員18人以下の小規模なデイサービスの共生型地域密着型通所介護、地域密着型通所介護と同じサービス内容で、看護師による看護を必要とする難病などの重度要介護者やがん末期患者を対象とする指定療養通所介護、認知症の高齢者の対象とし、日帰りで食事や入浴などの介護や機能訓練を提供する認知症対応型通所介護、利用者の選択に応じて小規模な住宅型の施設への通いを中心に自宅に来てもらう訪問、施設への宿泊を組み合わせ提供する小規模多機能型居宅介護、認知症の高齢者が共同生活をしながら食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を提供する認知症対応型共同生活介護、定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどの入居者に食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を提供する地域密着型特定施設入居者生活介護、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで常に介護が必要な要介護者に食事や入浴などの介護や支援、健康管理を提供する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、サービス内容は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同じで、個室のほかに居間などに共有スペースを併設したユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、そして、利用者の選択に応じて小規模な住宅型の施設への通いを中心に自宅に来てもらう訪問介護と訪問看護、施設への宿泊を組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護という、これら12種類のサービスがあるところでございます。

それについて、改正内容について説明を申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第4条は、地域包括支援センターについて、組合が設置した地域包括支援センターを除く定義としていたものを改めるものであります。

2 ページをお開き願います。

こちらは定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するものでありますが、第7条第5項は、指定介護療養型医療施設について、制度の廃止に伴い別の制度への移行期間として設けられていた経過措置の期間が終了することから改めるものであります。

第7条第6項及び第8条は、訪問介護員等、または管理者が兼務できる事業所について、訪問介護員等にあつては同一施設内、管理者にあつては同一敷地内に限定していた規定を削除し、他の事業所、施設等についてもできるものとし、文言を整理するものであります。

3ページを御覧願います。

第25条は、具体的取組方針として生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないことを明文化し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には記録を義務づけるものであります。

第35条は、事業所内の書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要などの重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものであります。

4ページをお開き願います。

43条は、整備が義務づけられている記録に身体的拘束等を行う場合の記録を追加し、併せて記録の根拠に係る文言を整理するものであります。

第48条からは夜間対応型訪問介護に関するものでございますが、第48条は、第7条と同様の改正に加え、文言を整理するものであります。

5ページを御覧願います。

第49条は、管理者が兼務できる事業所について、同一敷地内に限定していた規定を削除し、他の事業所、施設等についてもできるものとするものであります。

6ページをお開き願います。

第52条は第25条と、第59条は第43条と同様の改正内容であります。

7ページを御覧願います。

第60条の4からは地域密着型通所介護に関するものでありますが、第60条の4は第49条と、第60条の9は第25条と、8ページになりますが、第60条の19は第43条と同様の改正であります。

次の第60条の20の3は共生型地域密着型サービスに関する基準であります。第60条の19第2項に身体拘束等を行う場合の記録を追加したことにより準用規定に号のずれが生じることから、これを改めるものであります。

9ページとなりますが、第60条の24からは指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準であります。第60条の24は第49条と同様に管理者に関する規定の改正であります。

10ページをお開き願います。

第60条の30は第25条と、第60条の37は第43条と同様の改正であります。

11ページを御覧願います。

第63条は認知症対応型通所介護に関するものでありますが、第49条と同様の改正であります。

次の第66条からは共用型指定認知症対応型通所介護に関するものであります。

第66条は指定介護療養型医療施設について、制度の廃止に伴い別の制度への移行期間として設けられていた経過措置の期間が終了するため、第7条第5項の規定が削除されたことに伴い、指定介護療養型医療施設の規定を改めるものであります。

12ページをお開き願います。

第67条は第49条と、第71条は第25条と同様の改正であります。

13ページを御覧願います。

第72条は文言の整理でございます。

また、第80条は第43条と同様の改正であります。

14ページをお開き願います。

第83条からは小規模多機能型居宅介護に関するものでありますが、第83条は第7条第5項と同様の改正であります。

15ページを御覧願います。

第84条は第49条と同様の改正であります。

16ページをお開き願います。

第93条は、身体的拘束等の規定について、第25条の改正に併せて文言を整理するとともに、身体的拘束等の適正化のための措置として委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づけるものであります。

17ページを御覧願います。

107条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものであります。

第108条は第43条と同様の改正であります。

18ページをお開き願います。

第112条からは認知症対応型共同生活介護に関するものであります。

第112条及び第122条は第49条と同様の改正であります。

第126条は、協力医療機関について、利用者の症状の急変等の相談体制、診療を求めたときの診療体制が確保される医療機関を定めるよう努めること、1年に1回以上協力医療機関と協力体制の確認をすること、協力医療機関の名称を届け出ることなどの規定を設けるものであります。

19ページを御覧願います。

第128条は、整備が義務づけられている記録について、根拠に係る文言を整理するものであります。

20ページの第129条は、準用規定に本改正で追加する107条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけの規定を追加するものであります。

21ページを御覧願います。

第131条からは地域密着型特定施設入居者生活介護に関するものでありますが、第131条第7項は第7条第5項と同様の改正であります。

第131条第11項は、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる施設について、人員基準の緩和を行うものであります。

22ページをお開き願います。

第132条は第49条と同様の改正であります。

第48条は第126条と同様の改正であります。

23ページを御覧願います。

第149条は第128条と同様の改正であります。

24ページをお開き願います。

第150条は第129条と同様の改正であります。

25ページを御覧願います。

第152条からは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関するものでありますが、第152条及び第153条は、指定介護療養型医療施設について、制度の廃止に伴い別の制度への移行期間として設けられた経過措置の期間が終了することから、これに係る規定を削除するとともに、これに伴い第83条の改正で削除した医療法の法律番号を加えるものであります。

26ページをお開き願います。

第166条の2は、指定地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることを規定するほか、1年に1回以上見直しを行うことを義務づけるものであります。

第167条は第49条と同様の改正であります。

第168条は、計画担当介護支援専門員の業務とする記録について、記録の根拠に係る文言を整理するものであります。

27ページを御覧願います。

第173条は、協力医療機関について、入所者の病状の急変時の相談体制、診療を求めたときの診療体制、入院を要する場合、原則として受け入れる体制が確保されている医療機関を定めると、1年に1回以上協力医療機関と協力体制の確認をすること、協力医療機関の名称を届け出ることなどの規定を設けるものであります。

28ページをお開き願います。

第177条は第128条と同様の改正であります。

29ページの第178条は第129条と同様の改正であります。

第188条からはユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備運営に関する基準に関するものでありますが、30ページになりますが、第188条第5項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者について、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするものであり、第190条は第129条と同様の改正であります。

31ページを御覧願います。

第192条からは看護小規模多機能型居宅介護に関するものでありますが、第192条は第7条第5項と、第193条は第49条と同様の改正であります。

32ページとなりますが、第198条は、具体的取組方針について、提供するサービスの内容を明文化するほか、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるものであり、第202条は第128条と同様の改正であります。

33ページになりますが、第203条は第129条と同様の改正であります。

34ページをお開き願います。

附則についてであります。

附則第1項は、施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項からは経過措置であります。

附則第2項は、改正後の条例の規定は令和6年度以降の基準について適用し、令和5年度以前の基準についてはなお従前の例によるものであります。

附則第3項は、事業所の運営規程などの重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定については、令和7年3月31日までの間は経過措置期間とするものであります。

附則第4項は、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の身体的拘束等の適正化のための措置として委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づける規定について、令

和7年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けるものであります。

附則第5項は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定について、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けるものであります。

35ページとなりますが、附則第6項は、地域密着型介護老人福祉施設における協力医療機関との連携体制の構築を義務づける規定について、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けるものであります。

議案第4号の補足説明は以上であります。

次に、議案第5号、一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、地域密着型介護予防サービスのサービス区分であります。地域密着型介護予防サービスについては、要支援1、2の方に対するサービスで、次の3種類がございます。

サービス内容は認知症対応型通所介護と同じであります介護予防認知症対応型通所介護、次がサービス内容は小規模多機能型居宅介護と同じであります介護予防小規模多機能型居宅介護、次はサービス内容は認知症対応型共同生活介護と同じであります介護予防認知症対応型共同生活介護の3種類のサービスがあるところでございます。

改正内容について説明を申し上げます。

議案の1ページを御覧願います。

第4条は、地域包括支援センターの定義について、組合が設置した地域包括支援センターを除く定義としていたものを改めるものでございます。

2ページをお開き願います。

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に関するものでありますが、第7条は、管理者が兼務できる事業所について、同一敷地内に限定していた規定を削除し、他の事業所、施設等についても差し支えないこととするものであります。

第10条は、指定介護療養型医療施設について、制度の廃止に伴い別の制度への移行期間として設けられた経過措置の期間が終了することから規定を改めるものであります。

3ページを御覧願います。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に関するものでありますが、第11条は第7条と同様に管理者の規定の改正であります。

4ページとなりますが、第33条は、事業所内の書面掲示を求めている事業所内の運営規程の概要などの重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものであります。

第41条は、整備が義務づけられている記録に、身体的拘束等を行う場合の記録を追加し、併せて記録の根拠に係る文言を整理するものであります。

5ページを御覧願います。

第43条は、具体的取扱方針に生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないことを明文化し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には記録を義務づけるものであります。

第45条からは、介護予防小規模多機能型居宅介護に関するものでありますが、第45条は、指定

介護療養型医療施設について、制度の廃止に伴い別の制度への移行期間として設けられた経過措置の期間が終了することから削除するものでございます。

6 ページになりますが、第46条は第7条と同様に管理者の規定の改正であります。

7 ページになりますが、第54条は、身体的拘束等を行ってはならない規定について、第41条の改正に併せて文言を整理するとともに、身体的拘束等の適正化のための措置として委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づけるものであります。

8 ページになりますが、第64条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものであり、第65条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に対し整備が義務づけられている記録について、根拠に係る文言を整理するものであります。

9 ページとなりますが、介護予防認知症対応型共同生活介護に関するものであります。第73条及び第80条は第7条と同様の改正であります。

第84条は、協力医療機関について、利用者の病状の急変時の相談体制、診療を求めたときの診療体制が確保される医療機関を定めるよう努めること、1年に1回以上協力医療機関との協力体制の確認をすること、協力医療機関の名称を届け出ることなどの規定を設けるものであります。

11ページをお願いします。

第86条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対し整備が義務づけられている記録について、根拠に係る文言を整理するものであり、第87条は、準用規定に本改正で追加する第64条の2で定める利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけの規定を追加するものであります。

12ページであります。附則についてであります。

附則第1項は、施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項からは経過措置の規定であります。

附則第2項は、改正後の条例の規定は令和6年度以降の基準について適用するものであります。

附則第3項は、事業所の運営規程などの重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づける規定について、令和7年3月31日までの間は経過措置期間とするものであります。

附則第4項は、身体的拘束等の適正化のための措置として、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づける規定について、令和7年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けるものであります。

附則第5項は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定について、令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を設けるものであります。

議案第5号の補足説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会議規則第51条において、会議において発言しようとする者はあらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないとされております。

今後は事前に通告されるようお願いします。

質疑は簡潔にお願いします。

質疑の回数は3回以内となります。

5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 通告なく発言をすることをお許しいただいて申し訳ありません。

ありがとうございます。

今回の、この条例改正は、大まかに人口減少に対応して、人員の確保、それからその人員の規定を見直すに当たってサービスが低下しないかということ、そして主にすごく印象的だったのは身体的拘束の規定が盛り込まれて、各自の事業に関して盛り込まれていることだと思います。

それで、一関市の状況というものを教えていただきたいですし、それから4月1日からこの条例が行われるわけですが、それに伴って一関市のサービス事業が低下の懸念がないか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 広域行政組合の管内ということでお話をさせていただきたいと思いますけれども、お話しのとおり、今回の厚生労働省令の改正については、介護保険事業の現在の状況を踏まえた中でどのような体制をしたらいいかという見直しの中で出てきたものでございますし、一つ身体的拘束というお話もございましたが、これまでは施設サービスについては明文化されておりましたが、そのような訪問系とかそういう部分については明記がなかったということで、これまでもそういう中身については当然留意をしているものでございましたが、省令の改正で改めて明文化するという趣旨での中身でございます。そういうことから、管内の施設におきましても、運営指導等を行ってございますが、こういう部分については生じていないものというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） その背景について御説明いただきましてありがとうございます。

この管内に関して、今までのそういった背景というような具体的なことはあったのかどうか、把握をしていたかどうかをお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、事業所への訪問とか意見交換などをしてございます。そういう中で、先ほど申し上げましたが、施設についてはそのような規定がございますので、確認等は、記録も義務づけられているということで確認はさせていただいております。それ以外の部分については、そういう明確な規定はないということで、訪問指導の項目とすれば明確にうたわれてはいなかったというようには思っておりますが、その項目だけで運営指導を行っているわけではございませんので、その中で法人でどのような取組をしているのかとか、いろいろな課題をそういうときに聞き取りをして今後の事業の運営の参考とさせていただいたりもしておりますので、そういう部分については基本的には把握、意見交換の中でできる部分については把握をさせていただいているという状況であります。

議長（千田恭平君） 5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） ありがとうございます。

一関市では多分、私が思うには適切な介護事業がなされているということを信じておりますけれども、今まで何か、今回定員が30人だったのが45人だとか44人だとか、大幅に変更になっているわけですが、そのことで何か懸念するようなことはないでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員の1人当たりの取扱件数の

見直しということだと思いますけれども、これにつきましても、介護報酬、基本報酬との兼ね合いということで合わせるものでありまして、これに伴って利用者へのサービス低下が招かれるようなものではないと捉えております。

議長（千田恭平君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の採決を行います。

議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第10、議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1 ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正額は4,784万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億4,152万4,000円といたしました。

2 ページを御覧願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、衛生費4,784万6,000円を減額いたしました。また、歳入につきましては、分担金及び負担金4,008万8,000円、国庫支出金775万8,000円を減額いたしました。

3 ページを御覧願います。

第2表、繰越明許費補正につきましては、リサイクルプラザ管理事業、一般廃棄物最終処分場整備事業及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業について、繰越明許の追加及び変更をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。

予算書の7ページをお開き願います。

3款3項6目施設整備費のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業及び一般廃棄物最終処分場整備事業につきましては、事業の実績見込みにより減額するものであります。

次に、歳入につきまして、6ページとなりますが、1款2項負担金及び3款1項国庫補助金につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

予算書の3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費であります。3款3項リサイクルプラザ管理事業につきましては、機械設備の工事に使用する制御機器について、半導体などの資材の調達に時間を要し、年度内の入手が困難となっていること、一般廃棄物最終処分場整備事業につきましては、一般廃棄物最終処分場用地の測量業務委託について、対象用地の境界確認等の作業に時間を要していること、また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の建設用地の取得に当たり、登記手続や土地内に存在する物件の移転、撤去に時間を要するほか、敷地造成の測量実施設計において費用の増加が見込まれることから、繰越明許費の追加及び変更をしようとするものであります。

議案第6号の補足説明は以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第11、議案第7号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第12、議案第8号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第7号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページを御覧願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を32億8,960万9,000円と定めようとするものであります。

4ページを御覧願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費314万7,000円、総務費7,204万7,000円、衛生費31億9,543万4,000円、公債費898万1,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなります。

分担金及び負担金28億3,501万1,000円、使用料及び手数料1億7,835万5,000円、国庫支出金1億1,644万7,000円、財産収入592万6,000円、寄附金1,000円、繰入金1億1,000万円、繰越金1,000円、諸収入4,386万8,000円を見込みました。

また、5ページを御覧願います。

第2表、継続費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地造成事業について、継続費を設定しようとするものであります。

6ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為につきましては、環境影響評価事後調査（令和7年猛禽類調査）業務委託について、期間及び限度額を定めようとするものであります。

また、戻りまして、1ページであります。

一時借入金の借入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページを御覧願います。

議案第8号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を163億1,741万円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,084万7,000円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は8ページから10ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は11ページ、12ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして、7ページとなります。

一時借入金の借入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第7号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、及び議案第8号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算についての補足説明を申し上げます。

歳出については予算の概要で、歳入については予算書でそれぞれ一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の14ページをお開き願います。

3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものであります。

3款1項1目、ごみ減量化対策費につきましては、ごみ収集カレンダー及びごみ分別徹底チラシの配布のほか、ごみ分別アプリの外国語版の作成などを行うものであります。

15ページとなりますが、3款1項1目、一般廃棄物処理施設整備理解促進事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に対する理解の促進のため、組合広報紙の発行などを行うものであります。

3款2項1目、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修を実施するものであります。

3款3項1目、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、破碎設備整備などを実施するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款3項1目、ごみ収集運搬事業費につきましては、一般廃棄物収集運搬委託のほか、資源ごみについて、コンテナ回収の実証事業を実施するものであります。

3款3項2目、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、受入供給設備整備などを実施するものであります。

18ページとなりますが、3款3項6目、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備費であり、環境影響評価、施設整備運営事業者選定、敷地造成工事などを実施するものであります。

3款3項6目、一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場の整備費であり、生活環境影響調査、実施設計、用地取得などを実施するものであります。

3款4項1目、一関清掃センター費及び2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の脱水機差動機改造工事や高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものであります。

また、川崎清掃センター費の運転管理委託料につきましては、令和6年度から施設の運転管理業務を委託により実施しようとするものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出であります。予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書の作成料などを見込んだものであります。

2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方が利用したサービスに対する給付であります。

20ページをお開き願います。

2款1項2目、介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が利用したサービスに対する給付であります。

3目、審査支払手数料は、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払い業務に対する国民健康保険団体連合会への手数料であります。

4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5目、高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1及び2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付であります。

21ページとなりますが、一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業と通所型サービス事業の一部、一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

3款2項1目、包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものであります。

22ページをお開き願います。

任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定の歳出であります。予算の概要の23ページをお開き願います。

1款1項1目、介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で1,977件、居宅介護支援事業所への委託として4,778件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものであります。

次に、一般会計予算の歳入でございます。

予算書の14ページ、15ページをお開き願います。

1款1項分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものであります。

2項負担金につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が26億4,938万3,000円で93.45%、平泉町が1億8,562万8,000円で6.55%であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射能濃度測定

に対する補助金及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設など整備に対する補助金であります。

3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

6款1項基金繰入金につきましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事などの財源とするものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入であります。予算書の53ページをお開き願います。

1款保険料につきましては、令和5年度当初予算に比べ被保険者数が増えたことに伴い増額と見込んだところであります。

2款分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が23億1,647万円で94.01%、平泉町が1億4,752万9,000円で5.99%であります。

54ページをお開き願います。

4款国庫支出金から56ページの6款県支出金までは、介護給付費などに係る国県支出金と支払基金交付金であります。

57ページとなりますが、8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取崩しであります。

次に、サービス勘定の歳入であります。予算書の80ページをお開き願います。

1款サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入であり、介護予防ケアプラン作成6,755件、前年度比で271件の減と見込んだところであります。

議案第7号及び議案第8号の補足説明は以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑・答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、質疑にあつては答弁時間を考慮され、質疑されるようお願いいたします。

9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） それでは、質疑をさせていただきます。

議案第7号の令和6年度一般会計予算の中で、予算の概要18ページの3款3項6目施設整備費の中のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費であります。新ごみ処理施設等の整備、それから運営業者の選定方法などに関して、組合に対して助言する業者を公募いたしました。それに関して次の点について伺います。助言事業者への委託費用の財源について、それから助言事業者の必要性の根拠について、それから助言事業者が行う事業の公平性、そして、その事業の質等はどのようにして担保されるのか、これについて伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費についてであります。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業は、令和5年度から施設整備運営事業者が決定する令和7年度までの継続費事業として実施している事業であります。

この事業は、知識、経験を有する者からの助言を受けながら施設整備運営事業者を適正かつ円滑に選定する事業であり、以下、事業者選定アドバイザー業務と申し上げます。この事業に

係る財源については、国の循環型社会形成推進交付金を見込んでおり、その交付率は事業費の3分の1となっているほか、一般財源としては構成市町からの負担金を見込んでいるところであります。

次に、事業者選定アドバイザー業務の必要性についてであります。この事業の目的は、施設整備運営事業の発注準備から契約の締結までの一連の業務を実施するに当たり、適正かつ円滑に事業者を選定することにあります。

主な業務内容ですが、施設整備運営事業者の選定に向けた事前準備や支援、参考見積りの聴取、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の発電に伴い、電気を外部へ供給するための接続検討に係る関係機関との協議、事業概要や事業範囲、施設整備運営事業者決定までのスケジュールなどを取りまとめた実施方針の作成や公表の支援、施設の仕様を定める要求水準書などの募集要項書類の作成支援、施設整備運営事業者選定を行うために設置予定の内部検討組織である事業者選定委員会の運営支援などを予定しているところであります。

当該業務については、法令上実施が義務づけられているものではございませんが、一般廃棄物処理施設整備に係る要求水準書の作成など高い専門性が求められるものでありますことから、組合として専門業者の支援が必要であると考えているものでございます。

次に、事業者選定アドバイザー業務受託者の選定方法と施設整備運営事業者選定の公平性や質の担保ということですが、事業者選定アドバイザー業務受託者の選定については、現在、公募型プロポーザルにより公募し、選定を進めているところでございます。

公募については、公告や組合ホームページへの掲載、プレスリリースにより周知しており、企画提案書の提出期限を3月18日としており、受託を希望する事業者から企画提案書が提出されているところでございます。

今後は、構成市町の職員と当組合職員で構成する審査会において受託者を選定することとしてございます。

施設整備運営事業者選定の公平性や質の担保につきましては、本事業においては施設整備運営の事業者を選定するため、内部の検討組織であります事業者選定委員会を設置する予定としており、具体的な委員の構成については今後、受託者の助言を受けながら検討していくこととしておりますが、他の自治体では自治体職員のほか、外部の委員として大学教授などの学識経験者、金融機関関係者、弁護士などの法律の専門家、廃棄物処理施設の専門家を委員としている例がございます。

当組合においても、様々な分野の専門家など外部委員を含めた委員会の構成を考えているところであります。

施設の仕様である要求水準書や施設整備運営事業者選定の条件などについては、その委員会の中で検討を重ねることとしており、事業の公平性や質についてはその過程の中で担保されていくものと考えております。

なお、事業者選定アドバイザー業務の受託者は施設整備運営を行う事業者ではなく、事業者を選定するまでの専門的な助言を行うものであり、実際に施設整備運営を行う事業者とは関連性はないものでございます。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） それでは、2回目の質疑をさせていただきますが、昨日がその企画提案書の受付期限ということで話はありますが、何者応募があったのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 応募期限を昨日の夕方の5時としてございましたが、応募があったのは2者でございました。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 先ほど事業者選定審査委員会を立ち上げますということで委員の構成はこれからということですが、3月27日に審査委員会が予定されているということで報道がございましたが、いつメンバーが決まる予定になっているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 3月27日については、このアドバイザー業務を受託する事業者を決めるということで、これについては構成市町と組合の職員で構成した中で選定をいたしますし、そのアドバイザーの事業者が決定しましたら、その事業者の意見も踏まえながら実際に施設の整備、運営をする事業者の選定作業に入ってまいります。その際に内部の検討組織であります委員会を設けるということですので、委員会の設置についてはアドバイザー業務の受託者が決まった後に構成メンバーを検討するという予定にしております。

議長（千田恭平君） 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） それでは、私も議案第7号、令和6年度一般会計予算についてをお伺いいたします。

予算の概要で質疑いたします。

14ページの3款1項1目の衛生総務費でゴミ減量化対策費で、1つ目が新規事業の内容、2つ目がゴミ分別アプリの効果をお聞きします。3つ目として、廃棄物処理懇話会の取組内容についてお伺いいたします。

予算の概要15ページの3款2項1目の火葬場管理費で、一関と千厩の分は分かりましたが、これの施設整備の整備計画の内容についてお伺いいたします。

予算の概要16ページ、3款3項1目一関清掃センター費のゴミ収集運搬事業費、これで先ほど一般質問でもありましたけれども、私からも新規事業でコンテナ回収事業の内容についてお伺いします。

あとは新規事業では効果というか、どういうことを見込んでいるのかをお伺いいたします。

予算の概要18ページの3款3項6目の施設整備費、一般廃棄物最終処分場整備事業費で、これの事業内容について、スケジュールも含めながら内容をお聞きします。

よろしく申し上げます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、ゴミ減量化対策費についてでございますが、当組合では廃棄物の分別方法などをスマートフォンなどで手軽に確認できる一関・平泉ゴミ分別アプリを住民向けに提供しており、随時、検索しやすいレイアウトへの改修やゴミの検索品目の追加を行ってきたところであります。また、外国人の方向けに英語版のゴミ分別アプリを提供し、ゴミの分別による資源の再利用とゴミの減量化を進めているところでもございます。

ゴミ分別アプリ外国語版作成業務でございますが、この取組を一層進めるため新規の取組として、管内に居住する外国人に応じた言語を追加することとしたものであり、具体的には、ベトナム語、フィリピン語、中国語、韓国語を作成する予定とされているところであります。

次に、このごみ分別アプリ活用による効果についてであります。住民の方がスマートフォンアプリを利用し、ごみ収集日や分別の注意点などを気軽に確認できることは、ごみの減量化及び資源化に対する意識の浸透につながっているものと捉えております。

続きまして、廃棄物処理懇話会でございますが、この懇話会は、ごみ処理の適正化及び効率化の推進に関して御意見や提言を求めるために設置しており、委員会については住民を代表する者、商工業に携わる者、公衆衛生連合会の会員である者、廃棄物に関して知識、経験を有する者から15人委嘱し、組織しているものでございます。

廃棄物処理懇話会では、廃棄物の収集方法や廃棄物処理施設の運営など、廃棄物処理に係る様々な事項について委員から御意見や提言をいただいているところであります。いただいた御意見などについては、ごみの減量化対策をはじめ廃棄物処理の様々な分野での参考とさせていただいているところでございます。

次に、火葬場管理費であります。施設設備の整備計画については、火葬場を安定して使用できるよう、日々の使用に伴い劣化する設備について計画的に整備を行うものであります。

令和6年度は火葬炉と耐火台車など、火葬炉設備を中心とした補修工事を計画しているものであります。

なお、空調設備など火葬炉設備以外の設備につきましては、整備計画とは分けて修繕を実施しているところでございます。

次に、ごみ収集運搬事業の新規事業であります。このコンテナ回収実証事業に取り組むこととした経緯から申し上げますと、一般廃棄物処理施設の整備の検討において、資源物へ分別される量を増やし、ごみを減量することを、ごみ処理に関する基本的な考え方として具体的な方策の検討を行っており、その方策の一つとして、指定ごみ袋を使用しないごみの排出方法としてのコンテナ回収の実施が挙げられたことから、今回、実証事業として取り組むこととしたものであります。

この事業は、指定ごみ袋を使用せずに指定ごみを排出することによるごみの減量化や資源物の分別を促す効果、コンテナ回収を実施することによる課題について検証するものでございます。

現在想定している内容は、当組合で集積所にコンテナを設置し、そこに排出された資源ごみをコンテナごと回収するというものであります。

対象品目は、瓶、缶、ペットボトル、容器包装プラスチックの4種類であり、実施する集積所は一関清掃センター管内及び大東清掃センター管内のごみ集積所の中から10か所程度を選定し、試験的に実施するものであります。

実施のスケジュールは、令和6年6月頃までに実施する集積所を選定し、10月頃から3か月間の期間を実証期間とする予定であります。

なお、実施に当たっての集積所の選定など具体的手法については、構成市町や関係者などとの協議により決定することとしております。

次に、コンテナ回収実証事業により見込まれる効果についてであります。当事業の実施によりプラスチック製の指定ごみ袋を使用しないことによるプラスチック製品の減量化や資源物の分別を促す効果のほか、ごみの排出に要する住民の費用負担の軽減も効果として期待されているところであります。

次に、一般廃棄物最終処分場の整備事業費についてであります。令和6年度に予算計上した事業といたしましては、生活環境影響調査業務、実施設計業務、立木伐採業務、用地取得費、物

件補償費であります。

生活環境影響調査業務は、令和5年度から引き続き令和6年度までの継続事業としており、新最終処分場整備に当たり建設候補地周辺の生活環境への支障がないことを確認するため実施している事業でございます。

現在は国が示す廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、大気質、騒音、振動、臭気、水質、地下水の項目に沿って現況調査しており、その調査結果を基に施設稼働の際の影響について予測評価をするものであります。令和6年秋頃まで現況調査を実施し、年内をめどに予測評価を取りまとめる予定としてしているところであります。結果については、説明会を開催し説明することとしており、住民の不安解消の一助となるものと捉えております。

実施設計業務につきましては、令和4年度までに実施した基本設計を基に、具体的な施設の設計を行うものであり、生活環境影響調査の結果との整合を図りながら、令和6年度中の完成を予定しているものであります。

立木伐採業務については、整備の際に不用となる立木の伐採を行うものであります。実施時期につきましては、用地取得や実施設計の状況を勘案しながら進める計画としているため、現時点では未定となっております。

用地取得費につきましては、これまで各説明会などで説明しているとおり、令和6年度の用地取得を見込んでおりますことから、予算計上をしているものであります。

物件補償費につきましては、取得予定地内にある動産などについて、撤去や移転が伴う場合の補償として計上しているものでございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） ありがとうございます。

それでは、一つ一つやっていきます。再質問をお願いいたします。

ごみ減量化対策費の関係ですが、アプリの関係、すごく効果的で私もいいと思っているのですが、なかなかデータを取れないと思うのですけれども、このアプリの利用者の状況、大体ざくつとでいいのですが、状況と、それに併せて周知の仕方をどのように行っていくのかをお知らせ願います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみ分別アプリの利用者数であります。令和3年度以降の各年度の登録者数で申し上げますと、令和3年度は日本語版が3,345件、英語版が49件で合わせて3,394件であります。令和4年度は日本語版が4,130件で英語版が93件、合わせて4,223件となっております。令和5年度は12月末現在となりますが、日本語版が2,777件、英語版が75件で2,852件となっており、導入当初からの累計は1万4,725件となっており、登録者も年々増加しているという状況であります。

このごみ分別アプリの周知方法でございますが、現在はごみ収集カレンダーや組合広報紙「くらしの情報」、組合ホームページなどを活用して周知しているほか、各清掃センターの窓口や電話などによる問合せの際にもごみ分別アプリの周知を行っているところであります。

また、構成市町への転入者に対しまして、転入手続のときに窓口配布しておりますごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方テキストと併せまして、ごみ分別アプリの利用についてのお知らせチラシを配布し周知に努めているところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） すみません、2つ質問してしまって。

アプリの関係は、できれば周知のほう、構成市町との関係もあるのだと思うのですが、移住してきたとか引っ越した方々、他県、他市からの引っ越しの関係でアプリをすごく宣伝すればいいのだと思うので、その辺、窓口での対応のほうも協議をお願いしたいと思っています。

もう一つですが、減量化対策で、これは対策費の中で構成市町の取組も一緒になると思うのですが、分別、いわゆる事業において、懇話会が行われている、さらにごみの減量するのは市民及び町民ですが、この住民に対しての理解を深めるための検討がなされたのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 廃棄物処理懇話会の中での御意見かというような質問でございますが、まず廃棄物処理懇話会でどのような御意見をいただいているかということでお話を申し上げますと、廃棄物処理懇話会の委員からいただいた意見は、様々な分野からの意見として大変貴重なものというように捉えております。

主な意見といたしましては、減量化の意識を高めるためのチラシの作成やごみを排出する住民の利便性向上のための排出方法の見直し、新一般廃棄物処理施設の稼働に合わせたごみの分別区分の見直しなどの意見をいただいているところでありまして、これを受けまして当組合では、ごみ分別チラシの作成や配布、ごみ排出方法の変更にに向けた関係者との協議、新たなごみの分別区分の検討などを行ったところでございます。

また、構成市町が担当する内容であった場合は、構成市町と情報を共有し連携を図っているところでありますし、住民への周知というような御意見をいただいた場合も、その委員からの意見を踏まえた内容で周知のチラシを検討したりホームページへの掲載を検討するなど、そのような対応を取っているところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） よろしくをお願いします。

いい事業なのですが、結局、個人のごみの量が減っていないということがあるので、やはり住民理解というか、住民への周知が必要なのだろうと、一人一人の自覚だと思うのですが、やはり促すこと、これが必要だと思いますので、これからもよろしくお願いします。

次に、火葬場の関係ですが、施策の推進方針の中でも述べられておりますけれども、利用環境の向上ということが述べられております。この中で、以前にも宮城県登米市のことをお話ししましたが、宮城県栗原市築館町の部分でも、これは休憩所との関係ですが、栗原市築館町の場合は、半分が和室で半分が洋室というか、フローリングですが、その辺の、今回は火葬炉の関係の改修と言いましたが、令和6年度分に、さらに休憩室の整備、このことは今回の予算の中では、管理費の中では検討されなかったのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 火葬場の待合室についてでありますけれども、待合室は火葬場利用者の利便性の確保が必要であるというように捉えておりますが、洋式化のような部分については大規模な改修を伴うものであり、具体的な整備については現時点では盛り込んでいないというところでございます。当面は、簡易椅子の数を増やすことや、和室にダイニングテーブルと椅子を設置す

るなど、そのような内容での利用者の利便性の向上を図ってまいりたいというように考えてございます。

議 長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） それは分かるのですけれども、いずれ大規模なので今後の検討課題として、高齢化もあるのですが、若者世代においてもやはり洋式化というのを進めないと、そこにずっと休憩しているわけではないのですけれども、いずれその辺の休憩室の改善、整備をお願いしたいと思います。

次に、ごみ収集運搬の関係ですが、コンテナ回収というのは分かるのですけれども、今の既存のごみ捨ての感覚であるのか、新たにステーションをつくるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの集積所につきましては、新たに設けるということではなく、今の集積所で資源ごみを出していただいているスペースにコンテナを置いて回収するということを考えてございますので、やはり地元との協議の中で具体的なものを決めていく必要があるのかというように考えております。

議 長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） イメージ的にはなかなか想像がつかないが、例えばペットボトルにしても結構な数、1 週間に 1 回ないし 2 回、2 週間に 1 回、そういった感じの、回数はどうなるか分からないのですけれども、そのコンテナの大きさのイメージが湧かないのですけれども、この辺はどれぐらいの大きさというか、普通のごみ程度、大きさ、イメージ的にお知らせ願います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナの大きさですけれども、その集積所によって容量も違って来るのかと思います。地元との話合いの中でどの程度の大きさというものも検討事項の一つと考えてございますので、その中で大きさというものも、週に 2 回、回収する際にどの程度出ているのか、そういうあたりも聞き取りをしながら大きさについても決めていきたいと考えております。

議 長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） ありがとうございます。

ちょっと心配だったので、その辺、実証実験の地域の方々と相談しながら、よろしく願いいたしたいと思います。

もう一つだけですけれども、今度新しくできる焼却場の関係と合わせながら、古着の関係です。古着の回収の部分はこの中には検討されていなかったのかお伺いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 古着については回収する際に濡れてはいけないとか、いろいろ制限があるものですから、一概にコンテナでの回収というのは難しいのかということで今回は外しているというところであります。

議 長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） 分かりました。

年に 1 回か 2 回の取組をなされているので、それで対応していくのかと思いますが、工夫しながら、それもこれからの検討に入れていただければいいかと思うところでございます。

最後に、一般廃棄物最終処分場の関係ですが、この中で、この事業内容の中には環境アセスの

関係での説明会という、そういった内容のことも事業の中には入っているのですか、お伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和6年度におきましては、生活環境影響調査の結果の取りまとめを行った上で説明会などを予定しているものであります。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） よろしくお願ひします。

説明会で聞く中で、ちょっと聞きにくかったところがあったのですが、専門業者が質問されて説明されているのですが、なかなか伝わらないところが、専門用語という解釈なのか、伝わりにくさがあるのか、説明でもう少し上手にと言ったら失礼ですが、分かりやすく、こういうほうが大事だと思います。

先ほど来、説明会をやる中でなかなか理解しにくいと、理解しにくい部分はあるのですが、本当に理解しにくいところも聞いていて感じているところでございます。この選定の仕方というか、この辺の検討、専門業者との協議というか、検討というのはなされる中で事業が行われるのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明会に向けて調査結果などについては業者のほうで取りまとめて、その内容を私どもで確認をして説明をするという流れでございますので、ただいま御意見としてなかなか伝わりづらい部分もあったというようなお話でございますので、事前の打合せを十分しながら、かみ砕いたような表現で説明ができるように業者とも十分連携を図りながら説明会に向けて臨んでまいりたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 以上で千葉信吉君の質疑を終わります。

次に、13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 議案第7号の令和6年度の一般会計予算の歳出から、あるいは議案第8号の介護保険特別会計予算の歳出から何点か質疑いたします。

まず、予算の概要の16ページ、3款3項1目一関清掃センター費において、ただいま千葉信吉議員が新規事業のコンテナ回収実証事業ということで質問されたので、かなり内容がダブっていますので、その辺は省略したいと思います。

私も地域でごみの収集の役員をしているものですから、今回、特に内容を確認したいと思いますけれども、4種類に分けて収集をするという説明がありましたけれども、具体的に市民の皆さんの周知、あるいは利用方法を実施に向けてどのように取り組むか、その辺の取組についてお伺いします。

それから、18ページの3款4項2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費、新規事業で施設運転管理委託料2,300万円ほど計上されております。これは、従来直営でやってきたのを今回委託をするということで予算が計上になっていきますけれども、この背景と申しますか、あるいは目的と申しますか、その辺の中身についてお伺いします。

それから、実際に委託を受ける相手先があるものかどうか、その辺の具体的な委託先についてもお伺いします。

次に、議案第8号の介護保険の関係で質問します。

2款1項1目の介護サービス費、140億円という予算でございます。このうちの施設サービス

費等が56億円と、施設の運営に係る予算が計上されております。先ほど一般質問の中で令和5年度に特別養護老人ホームの計画が駄目になったという説明がありましたけれども、特別養護老人ホーム事業について、入所待機者のうち早期に入所が必要な待機者、そういう方がいらっしゃるのではないかと思いますけれども、その辺、計画がなかなか進まなかったということ踏まえながら、早期に入所を待っている方が実際どのような状況で待機しているのか、その対応についてお伺いします。

次に、19ページ、3款1項1目の介護保険特別事業の新年度予算を見ますと、法律に基づく事業がほとんど占めているのではないかと、その中でも組合の裁量が反映された事業はあるのかどうか、それから新年度予算の中で組合独自の事業はあるものかどうか、その辺、当初予算の審査に当たって、その2点をお伺いします。

以上、1回目の質問でございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナ回収の実施に当たっては、まず実証事業ということでありますので、実施するエリアが限定されるということで、市内全域への周知という形ではなくて、実施する地域との個別の相談をしながら進めていくという形になろうかと考えてございます。

そういう中で、地域の住民の皆様だけではなく、構成市町や関係者などと十分に協議を重ね、地域に混乱が生じないように周知を図りながら進めてまいりたいというように考えてございます。

続きまして、し尿処理施設の管理費であります。

川崎清掃センターし尿処理施設運転管理業務委託でございますが、まず、組合には一関清掃センター第1し尿処理施設、一関清掃センター第2し尿処理施設、川崎清掃センターし尿処理施設の3つのし尿処理施設があり、いずれも組合の直営で運転管理業務を行っております。現在、川崎清掃センターし尿処理施設は職員が1名、再任用職員が2名、会計年度任用職員が1名で施設の運転管理を行っておりますが、運転技術を持つ技術職員が退職により減少していること、新たな技術職員の確保が難しいこと、その専門性から人材の育成や技術の継承も難しい状況であることから、将来にわたって安定した施設の運転を継続するため、同様の施設での運転経験があり、技術能力のある民間事業者を選定し、令和6年度から運転管理業務を委託することとしたものでございます。

委託先につきましては、川崎清掃センターし尿処理施設と処理能力が同等規模で処理方式が同様である高負荷脱窒素処理方式というものでありますが、この方式の施設運転管理等の業務を請け負った実績のある業者7者ございますが、その7者による指名競争入札により、株式会社日本管財環境サービス東北営業所と令和6年4月から5年間の業務委託契約を締結したところでございます。

続きまして、介護サービス費の待機者への対応ということでありますが、まず、施設サービス費等の56億3,097万円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入所している方が介護施設から受けるサービスに対し自己負担分以外の費用について、保険給付として施設に支払う費用でございます。

特別養護老人ホームの入所待機者については、令和5年4月1日時点で早期に入所が必要な待機者は91人であり、この91人について令和5年12月31日現在の状況の追跡調査を行ったところ、死亡や既に特別養護老人ホームに入所したなどで49人は早期に入所が必要な状況ではなくなっており、令和5年12月31日時点では早期に入所が必要な待機者は42人と9か月半で半数以下となっ

ている状況であります。

この在宅で早期に入所が必要な待機者については、特別養護老人ホームの空床の利用をいただく方法のほか、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、訪問介護などの在宅サービスを利用しながら待機いただいている状況であります。これまで施設整備を進めてきたこともあり、以前より早期に入所が可能な状況となっているものと捉えております。

次に、介護予防・生活支援サービス等事業費についてであります。まず、この事業費につきましては、要支援者などを対象とした介護予防・生活支援サービス事業と全ての高齢者を対象とした一般介護予防等事業の大きく2つに区分されるものであります。

まず、介護予防・生活支援サービス事業については、ホームヘルパーなどが対象者の自宅を訪問し、身体介護生活支援などを実施する訪問介護サービスや、対象者が施設などに通い身体機能向上のトレーニングを行う通所介護サービス、これらに準じたサービスで職員数やサービス提供時間の基準がこれらのサービスの基準より緩和されたサービスAなどを行っております。

一般介護予防等事業については、ミニデイサービスや身の回りの簡易な生活援助など、住民主体のサービスを実施する事業実施団体を支援するサービスBや、生活機能の低下により要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、保健・医療の専門職が短期間、集中的に要介護状態になることを予防するためのサービスを提供するサービスC、65歳以上の方やその支援のための活動に関わる方を対象に健康相談、認知症予防などの普及啓発を行う一般介護予防事業を行っております。

この中で、一般介護予防事業については、地域の実情に応じて行うこととして構成市町に委託して実施しており、実施する内容については組合及び委託先である構成市町の考えにより行うことができるものであります。

次に、当組合が独自に行う事業についてであります。介護予防・生活支援サービス等事業費の中では当組合が独自に行っている事業はございませんが、3款2項1目包括的支援等事業費の任意事業費については、制度上、家族介護支援事業やその他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事業などについて、国が定める基準の範囲内において、地域の実情に応じ創意工夫を生かした多様な事業形態による実施が可能となっており、当組合では一部を構成市町の委託により、介護給付費通知、介護用品の支給、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター等養成事業、配食サービスなどを行っているところであります。

当組合は、一関市と平泉町の介護保険事業について共同で事務処理をするために設けられた団体であり、行う事務の範囲は規約により定められており、この範囲を越えての事務は行えないものというように捉えておりますので、介護保険法で定める事業や基準による以外のものについて組合が独自に事業を行うということは難しいものと考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、再質疑をいたします。

最初の新規事業のコンテナの回収実証事業に関連いたしまして、先ほど千葉議員も質疑しておりましたけれども、今地域のごみステーションというのは、ある面でスペースが一定の大きさなものですから、今、袋を持って行って、それを何件かでやってもあまり満杯になることはないというような状況ですけれども、まだ詳細は決まっていないうですけれども、コンテナを置くことになると、なかなか既存の施設が利用できないのではないかと。私は先ほど申し上げたように

現場でそのほうの担当をしていますので、その辺、事前に準備をしておかないと、今はせっかくうまくいっているごみ処理が現場の混乱を招くのではないかと思いますけれども、その辺の実際面での対応はどのように考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナの大きさでありますけれども、大きいものを一つということではなくて、現在、予算時点で想定しているものであります。大きさとすると50センチメートル、35センチメートル程度のものを複数置くというような想定をしておりますので、必要な量に応じたスペースという、調整ができるような組立てを考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） いずれ、このごみ処理は非常に身近だし、毎日関係がありますので、これは今回、実証してその結果を活用して今後の取組の参考にするという内容ではないかと思いたすけれども、やはり始まってからトラブルが生じないように取り組む必要があるかと思いたすけれども、実際このような取組をやっている他の自治体の事例があるものかどうか、今回、取組に至ったその経過というか、その辺はどのようになっているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナ回収については、近くでは登米市で実施しております。登米市については視察をさせていただきまして、どのような形で収集しているかというような形でお話伺ってきてございますので、そういうことも参考にしながら考えてまいりたいというように思っております。

また、この実証事業につきましては、やはり地域によっていろいろ条件も違うと思いたす。全てが同じ条件でできるのかどうか、その辺につきましても、実証事業の中で検証していきたいと考えてございますので、このコンテナ回収の導入の可否の判断のためには複数で実施する必要はあるというように考えておりますので、令和6年度の事業のみをもって結論を出すというようなことではなく、複数年、段階的に事業を進めながら、課題の洗い出し、解決策の検討などを進めてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今お話があったように、検証をしっかりとて、実施に当たっては地域が混乱しないように、そういう取組が必要ではないかと思いたす。

2点目の川崎清掃センターのし尿処理に関連して質疑しますけれども、実際このし尿処理施設の稼働状況というのは24時間稼働で何交代かのそういう業務を行っているものかどうか、その辺の業務についてお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） し尿処理の清掃センターにつきましては、稼働は24時間行っております。職員について、夜間は機械警備の体制だけとなっております、職員は夜間は従事していないというような状況となっております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） かなり特殊な業務ではないかと思いたすし、安定した業務をしていかないと管理がうまくいかないというような内容です。

それで、先ほどこの施設の運転が非常に専門的なのだという答弁がありましたけれども、職員の長年にわたる職員以上、あるいは同等の委託先というようなことで日本管財株式会社というよ

うな委託先という名前も出てきましたけれども、日本管財株式会社というのはこのような施設の委託の実績はある会社なのでしょうか。

議長（千田恭平君） 蜂谷大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（蜂谷敏志君） 宮城県気仙沼市で日本管財株式会社のほうは請け負っております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 同じような施設の管理も一関の清掃センターも同じような状況ではないかと思えますけれども、今回は川崎のほうだけが委託をするというような予算の計上になっていますけれども、一関の清掃センターの委託はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一関清掃センターのし尿処理施設の今後の対応ということでありますが、まず、一関清掃センターの2つのし尿処理施設については、現在職員2名、再任用職員3名で施設の運転管理を行っております。川崎清掃センターし尿処理施設の運転管理業務を民間事業者へ委託することにより、川崎清掃センターで従事している技術職員を一関清掃センターに配置させることなどにより、施設を直営で維持していくことは当面は可能と考えておりますが、先ほど申し上げましたように、技術職員の確保が難しいという状況には変わりなく、現在いる技術職員の退職により人材の育成や技術の継承も難しくなる状況も想定されますことから、民間事業者への委託も視野に入れて適切な維持管理体制について検討を行っていく必要があるものというように考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） し尿処理の内容につきましては、非常に専門性が高いということで、そういう取組の内容は分かりました。

次に、介護保険に関連してお伺いしますけれども、先ほど施設サービスの予算が56億円と、結構大きな金額です。この中でも特別養護老人ホームの事業費が大きいわけですがけれども、待機者が42名、12月末でそういう状況だということでございますけれども、確認しますけれども、42人の早期入所を待っている皆さんは特に問題なく待っている状況でしょうか。実際の現場の内容についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 入所を待機している在宅の方につきましては、必要なサービスをケアマネージャーと相談しながら、必要な訪問介護、あるいは訪問入浴、または短期入所等のサービスを利用することによって在宅での生活を適切に継続されているものと考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、最後に、3款1項1目について介護保険の取組についてお伺いしました。

当組合の裁量が反映されている分野というのが限定版だと、あるいは組合独自の事業というものほとんどないというような説明ですけれども、いずれ、これは全国共通の事業になるかと思えますけれども、やはり組合の、あるいは地域の独自の事業を少しでも入れると、そういう取組は組合のほうでどう考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合の独自の事業ということで先ほどお話しいたしましたとおり、法で定める事業や基準によるもの以外についてはなかなか難しいと捉えておりまして、それを超えて実施する場合には構成市町の取組ということになるのではないかと考えているところであります。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

午後 5 時 25 分まで休憩します。

休憩 午後 5 時 11 分

再開 午後 5 時 25 分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） それでは、私からも議案第 7 号、予算の概要 16 ページ、3 款 3 項 1 目一関清掃センター費、ごみ収集運搬事業費、コンテナ回収実証事業のところでお伺いいたします。

これは先ほど私も一般質問と、あとは同僚議員から質問があったので、その具体内容については理解いたしました。

そこで、私から 1 点お伺いいたします。

この実証事業を直営で行おうとしているのか、それとも委託で行おうとしているのか、今の考えをお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） このごみ収集運搬事業についてであります、コンテナ回収実証事業においてコンテナに排出された資源ごみの収集については、一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による収集を予定しているところであります。今後、構成市町や関係者などとの協議を経まして具体的な委託方法や委託先の選定を進めていく予定としてございます。

議長（千田恭平君） 2 番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） ありがとうございます。

ぜひ、いろいろな取組を行って、ごみの減量化、そしてリサイクルを進めていただきたいと思います。

次に、同じく議案第 7 号の 3 款 3 項 6 目の施設整備費、一般廃棄物最終処分場整備事業費の中の予算の積算内訳をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一般廃棄物最終処分場整備事業費についてでありますけれども、令和 6 年度に予算計上した事業費の内訳でございますが、生活環境影響調査業務が 3,553 万 8,000 円、実施設計業務が 3,989 万 9,000 円、立木伐採業務が 1 億 1,044 万円、用地取得費が 1 億 3,657 万 5,000 円、物件補償費が 2,000 万円という内訳になってございます。

議長（千田恭平君） 2 番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） それでは、最後の再質疑をさせていただきます。

先ほど、この内訳の中にありました環境影響調査の分ですが、説明会等で意見があつて新たに追加した分も見込んでの積算となっているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 生活環境影響調査の内容の見直しに係る予算への反映状況ということですが、当該事業に係る予算は、継続費として設定しておりまして、内容の見直しにつきまし

ては令和5年度中に継続費予算の範囲内で変更契約をし、実施をしているところでございます。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質疑を終わります。

次に、5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） それでは、私からも同じ3款3項6目の施設整備費、予算の概要18ページで
ございます。ただいま同僚議員からも同じ項目の質問があったのですが、私からはこの用地取得
などに係る予算の内訳について、分かるところまででよろしいので教えてください。用地取得で
1億1,000万円を予定しているということだったのですが、この委託料であるとか公有財産購入
費、この土地代だと思うのですが、それと補償費、補填及び賠償金などの金額の内訳を教えてい
ただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一般廃棄物最終処分場整備事業費の内訳であります。まず委託料の内容
ですが、一般業務委託料であります。生活環境影響調査業務が3,553万8,000円、建設関連業務
委託料は実施設計業務が3,989万9,000円と立木伐採業務が1億1,044万円となっております。

公有財産購入費につきましては、該当する土地所有者は19人を見込んでおりますが、予算は概
算として計上しているものであり、実際の取得額については今後、不動産鑑定評価の結果などを
参考に土地所有者と協議をしていくものでございます。対象面積についても、現在、用地測量を
実施中であることから、正確な筆数及び面積等については未定、確定をしていないという状
況でございます。

補償、補填及び賠償金につきましては、取得予定地内にある動産について撤去や移転が伴う場
合の補償として計上しておりますが、具体的な補償内容については確認中である
ので、こちらも未定という状況であります。

議長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） それでは、その時期について、予定されている時期がありましたら教えてく
ださい。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 公有財産購入費、用地の関係につきましては、先ほど一般質問の中でもお
話がありましたが、今回、令和6年度の予算を提案させていただいております。議決いただけま
したならば、用地測量を現在行っておりますので、それが終了し次第、地権者と話をさせて
いただければというように考えてございます。

時期については、はっきりこの時期というものはございませんが、地権者の中には遠方の方も
いらっしゃるようになりますので、相手方との調整を図りながらという時期になってまいります。

議長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 公有財産購入費ですが、山林であるとか田畑であるとか、どういう地目にな
っているのかは分からないのですが、大体予算的には1平方メートルであるとか1ヘクタールで
あるとか、その単価の概算というか、大体幾らぐらいを見込んでいるのかを分かれば教えていた
だきたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 取得の単価ということでございますが、予算については先ほど申し上げま
したように、概算で予算計上させていただいておりますが、予算については今年度実施した不動
産鑑定の結果が出る前ということで近傍の取引価格を参考に概算で計上させていただいており、

実際の予算額が取得価格ではないということがございます。ここで予算額を申し上げますと地権者の方に誤解を招くとかそういうおそれもございますので、単価につきましてはまだ地権者に条件提示などを一切していないという状況でもございますので、それについては現時点でお示しするのはあまり地権者に対して好ましくないかというようなところを思っております。

議長（千田恭平君） 菅原行奈君の質疑を終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第13、議案第9、財産の取得についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第9号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の建設用地とするため、弥栄字一ノ沢21番7のほか5筆の土地10万2,402.92平方メートルを2人の所有者から3,711万7,428円で取得しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第9号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

本案は、新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備を行うため、現在候補地としている弥栄字一ノ沢地内の土地を建設予定地として取得しようとするものであります。

当該土地については、平成30年度から専門家7名によるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会を設置して候補地選定を開始し、令和元年10月に候補地4か所に絞り込み、令和2年11月に構成市町及び組合の職員で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会において、弥栄字一ノ沢ほかの1か所に絞り込みをしたところであります。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備については、これまでに、どなたでも参加いただける住民説明会や、候補地周辺自治会の範囲を対象とした建

設候補地周辺自治会説明会、土地所有者を対象とした土地所有者説明会などを開催し、候補地の絞り込みや施設整備の内容、環境影響評価などについて説明し、住民の御理解をいただけるよう努めてきたところであり、本年1月28日に開催した建設候補地周辺自治会説明会において、正式に施設の建設場所とするため用地の取得に進むことを表明したところであります。

その後、土地所有者に土地取得の申出を行い、協議が整ったことから、本年3月15日に土地取得に係る仮契約を締結したところであります。

議案書を御覧願います。

2の取得の相手先であります、記載の個人2名であります。

3の土地の所在、種別及び数量であります、土地の所在及び地目は記載のとおりであり、筆数は6筆で面積は10万2,402.92平方メートルであります。現在は山林のほか、一部を土取り場や資材置き場などに利用されている土地であります。

4の取得価格は3,711万7,428円であります。この取得価格につきましては、不動産鑑定評価や近傍地価格を参考に所有者と組合で合意した価格であります。

参考資料ナンバー1を御覧願います。

参考資料ナンバー1は財産の取得の目的について記載したものであり、一関市弥栄字一ノ沢21番7ほか5筆の土地を2人の所有者から取得しようとするものであります。

参考資料ナンバー2であります、こちらは位置図であります。

取得しようとする土地は国道284号に隣接し、弥栄市民センター平沢分館の南、弥栄小学校から西に位置した場所であります。

参考資料ナンバー3は所在図であります、取得しようとする土地は図面に網掛けをした部分であります。

なお、用地取得後は令和6年度において造成工事を計画しており、並行して施設整備運営に係る事業者選定を行う予定としております。

施設の稼働については令和10年度末を見込み、整備を進めてまいりたいと考えております。

議案第9号の補足説明については以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それでは、私のほうから、3点ほど質疑をしたいと思います。

まず、なぜこのタイミングになったのかどうかというところをお聞きしたかったのですが、先ほどの1月28日の説明会と3月15日に仮契約をとということでこの時期になったと思うのですが、用地取得に関しては今年度の計画だったと思うのですが、当初予算の提案の時期を一つの目安にしていたかというように思うのですが、この時期になったこの部分に関しては予定どおりのものだったのかどうかをお尋ねいたします。

それと、もう一つは、予算額が出ていますが、昨年度は予算額が最終処分場に関してはもう出されていると思うのですが、それに伴って実際には不動産鑑定に伴った算定ということですが、そこら辺の差額がどのぐらいになったのかというところを2点目お尋ねします。

3点目は、整備基本計画の中の事業範囲を見ると、その範囲と今回の用地取得の範囲が若干広がっているというところが見えるわけであります。具体的には、弥栄字一ノ沢の23番と一ノ沢21番の7というところが、計画のときは、この用地取得が入っていなかったと思うのですが、どの

段階で変わったかどうか分からないわけではありますが、そういったところの変わった経緯についてお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、1点の今の時期ということではありますが、令和5年度予算に用地を取得する計画ということでこれまでも説明をしてまいりましたし、それに向けて様々な説明会などを設けてきたところでございます。今のタイミングというのは、地権者との合意が得られたというところが一番大きいというところであります。1月28日に地権者に対しての申入れをすることと地元に対して表明をし、それからということで、これまでも事業概要については土地所有者説明会などを行ってまいりまして、理解をいただいているものというようには捉えておりましたが、実際の申入れをした中で御理解をいただいて仮契約にたどり着いたということで今回提案をさせていただいております。

続いて、予算額と実際の契約額の差ということではありますが、令和5年度の予算では近傍の取引価格などを参考にしながら、不動産鑑定を実施していなかったということもありまして、多めの予算を計上させていただいているという状況もございます。そういう中で、予算額は約8,700万円、当初予算では計上してございますが、取得額は3,700万円ちょっとということで、差額は5,000万円ほどの差が生じたという状況であります。

続きまして、施設整備の範囲でございますが、基本的には当初からこの範囲ということ想定していたところでございます。一体的に整備をするという中で、やはり取付道路の部分とか国道の脇、21の7の隣に道路との隙間がありますが、ここについては小河川もあると、川ですね、そういうこともありますので、そういう敷地を保護することも必要ということで、いずれ手がかかるであろうという中で事業の範囲等をさせていただいているというところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） ありがとうございます。

経緯については分かりましたけれども、現在、確認ですけれども、財産取得の案が出されて今回議決をされたならば、その名称として候補地が候補地ではなくなるという言葉の使い方が変わるという解釈を以前質問等で行ったときに答弁をいただいたかと思いますが、そこら辺の名称についての今後の過程によつての説明をいただきたいと思いますし、先ほどの答弁の中では不動産価格に関してはだいぶ押さえられたということでありますが、これに関しては地権者との中で順調にいったものと捉えていいのかどうかをお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 名称につきましては、これまでもお話ししておりますとおり、4か所から1か所にした中で候補地としておりますし、予定地とする分については組合の所有となった時点で名称を変えるというような説明をさせていただいておりますので、今回議決をいただければ今後は建設予定地ということで進めてまいりたいと考えております。

地権者との協議につきましては、いずれ順調に協議をさせていただいて合意に至ったというところで御理解をいただきたいと思います。

議長（千田恭平君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長(千田恭平君) 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者(佐藤善仁君) 第54回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年度予算並びに各議案につきまして、慎重なる御審議を賜りました。本日ここに御承認をいただきましたことに対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第54回定例会の閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(千田恭平君) 第54回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、条例の一部改正や令和6年度一般会計及び介護保険特別会計予算など9件が付議され、終始慎重かつ活発な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げる次第です。

定例会の冒頭に管理者より令和6年度施策の推進方針の表明がなされたところであります。

衛生事業については、重点事業であるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組などについて具体的な方針が示されたところであります。

事業実施に当たっては、安全安心を最優先とした取組をお願いするとともに、地域住民や地権者の皆様に対し丁寧に説明を行い、御理解、御協力をいただけるよう信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるようお願いいたします。

介護保険事業については、令和6年度が初年度となる第9期介護保険事業計画について、後期高齢者の増加に伴う課題解決に向け、構成市町と密接に連携を図り、持続的な事業運営に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、着実に取組を進めていただくことをお願いいたします。

また、本日の一般質問及び議案質疑において、各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、さらなる充実強化を図られるよう望むものであります。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、当組合執行部とともに力を尽くしてまいり所存でありますので、住民の皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

なお、町議選の迫ってきた平泉町議会議員におかれましては、よい結果が出るよう願っております。

議 長（千田恭平君） 以上をもって、第54回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5 時53分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 稲 葉 正

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 勇